官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令（農林水産二一）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三五
裁判所
破産、免責、再生関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五三
会社その他
会社決算公告　七七

省令

○農林水産省令第二十一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年四月二十二日

農林水産大臣　江藤　拓

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令

（瀬戸内海漁業取締規則の一部改正）

第一条　瀬戸内海漁業取締規則（昭和二十六年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（罰則） **第九条**　第二条第一項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ２　（略） **第十条**　第二条第一項、第三条、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知つて販売し、又は所持したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	（罰則） **第九条**　第二条第一項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ２　（略） **第十条**　第二条第一項、第三条、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知つて販売し、又は所持した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（世帯員とみなす事由） **第一条**　農地法（以下「法」という。）第二条第二項第四号の農林水産省令で定める事由は、拘禁刑の執行又は未決勾留とする。	（世帯員とみなす事由） **第一条**　農地法（以下「法」という。）第二条第二項第四号の農林水産省令で定める事由は、懲役刑若しくは禁錮刑の執行又は未決勾留とする。

（競馬法施行規則の一部改正）

第三条　競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（競馬の実施に関する事務の委託） **第三条**　競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号。以下「令」という。）第四条第二項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。 一　（略） 二　拘禁刑以上の刑に処せられた者 三～九　（略） （登録の拒否） **第十五条**　競馬会は、馬主登録の申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一　（略） 二　拘禁刑以上の刑に処せられた者 三～十三　（略）	（競馬の実施に関する事務の委託） **第三条**　競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号。以下「令」という。）第四条第二項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。 一　（略） 二　禁錮以上の刑に処せられた者 三～九　（略） （登録の拒否） **第十五条**　競馬会は、馬主登録の申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一　（略） 二　禁錮以上の刑に処せられた者 三～十三　（略）

（調教師又は騎手の欠格事由）

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、調教師又は騎手の免許を受けることができない。

一　（略）

二　拘禁刑以上の刑に処せられた者

三～十　（略）

（競馬の実施に関する事務の委託）

第三十条　令第十六条第十項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。

一　（略）

二　拘禁刑以上の刑に処せられた者

三～九　（略）

（漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正）

第四条　漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第百十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一　第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条の二（第三十三条、第四十三条の二、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反したとき。 二　第百四条第一項又は第百八条第一項の規定による命令に違反したとき。 2　（略） **第百十八条**　第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三条、第五十四条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十九条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 **第百十九条**　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。 一　第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第三十五条（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十九条第一項、第五十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反したとき。	**第百十七条**　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一　第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条の二（第三十三条、第四十三条の二、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反した者 二　第百四条第一項又は第百八条第一項の規定による命令に違反した者 2　（略） **第百十八条**　第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三条、第五十四条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 **第百十九条**　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。 一　第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第三十五条（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十九条第一項、第五十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反した者

二　第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載したとき。

三　第七十七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（事業計画の承認の申請） **第四条**　（略） ２　投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～八　（略） 九　当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないことを証する書類 イ　（略） ロ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次項第九号ロにおいて同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ～ホ　（略） 十～十二　（略） ３　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～八　（略） 九　当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 イ　（略） ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ～ト　（略） 十～十二　（略）	（事業計画の承認の申請） **第四条**　（略） ２　投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～八　（略） 九　当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないことを証する書類 イ　（略） ロ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次項第九号ロにおいて同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ～ホ　（略） 十～十二　（略） ３　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～八　（略） 九　当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 イ　（略） ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ～ト　（略） 十～十二　（略）
（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十条の七**　（略） ２　（略） ３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。 一・二　（略）	（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十条の七**　（略） ２　（略） ３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。 一・二　（略）

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第六条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十条の七**　（略） ２　（略） ３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。 一・二　（略）	（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十条の七**　（略） ２　（略） ３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。 一・二　（略）

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　（略）

別紙様式第11号（第223条の16関係）

（略）

目　　次

（略）

1～12　（略）

13　その他特記事項

（略）

（記載上の注意）

指定共済事業等紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定共済事業等紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第七条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第五十七条の四**　（略） 2　（略） 3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、共済事業実施組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。 一・二　（略） 三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ　（略）	（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第五十七条の四**　（略） 2　（略） 3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、共済事業実施組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。 一・二　（略） 三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ　（略）

別紙様式第11号（第216条の16関係）

（略）

目　　次

（略）

１～12　（略）

13　その他特記事項

（略）

（記載上の注意）

　指定共済事業等紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定共済事業等紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第11号（第216条の16関係）

（略）

目　　次

（略）

１～12　（略）

13　その他特記事項

（略）

（記載上の注意）

　指定共済事業等紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定共済事業等紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年四月二十二日　　金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

個人情報保護指針

（目的）

第１条　この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年４月２日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第６号。以下「通則ガイドライン」という。）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第７号。以下「外国提供ガイドライン」という。）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第８号。以下「第三者提供ガイドライン」という。）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第９号）、個人情報の保護に関する法律に係るＥＵ及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成30年個人情報保護委員会告示第４号。以下「ＥＵ等補完的ルール」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第１号。以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第２号）等を踏まえ、協会員の貸金業及びそれに付随する業務（以下「貸金業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95／46／ＥＣの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（以下「ＧＤＰＲ」という。）第45条に基づく欧州委員会の決定及び英国においてこれに相当する決定（以下「十分性認定」という。）によりＥＵ及び英国域内から移転される個人データを受領する協会員が講ずべき措置について、ＥＵ等補完的ルールに関する特則（以下「特則」という。）として規定した。

（解説）

⑴　この指針は、協会員の貸金業務等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会員が遵守すべき事項及び必要な措置等について、協会員の貸金業務の実情に即して定めるものである。

⑵　この指針はすべての協会員を対象とする。

⑶　「解説」は、この指針を運用するための考え方や実務の具体例・参考例を記載したものである。

⑷　協会員は、協会員の貸金業務等以外の業務における個人情報の取扱いについては、各認定個人情報保護団体（保護法第47条第１項の認定を受けた団体をいう。以下同じ。）が定める個人情報保護指針を遵守するとともに、該当する認定個人情報保護団体の指針等がないときは、この指針を遵守するものとする。

⑸　本指針においてＥＵとは、欧州連合加盟国及び欧州経済領域（ＥＥＡ：European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）を指す。

（参照条文：保護法１条、金融分野ガイドライン１条、通則ガイドライン１－１、ＥＵ等補完的ルール）

（定義）

第２条　この指針において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

２　協会員

認定個人情報保護団体日本貸金業協会の会員をいう。

３　個人情報

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

⑴　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

⑵　個人識別符号が含まれるもの

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する。

また、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

「他の情報と容易に照合することができ」るとは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいう。

４　個人識別符号

次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、施行令で定めるものをいう。

⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

⑵　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

５　要配慮個人情報

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の各号の記述等が含まれる個人情報をいう。

⑴　人種

⑵　信条

⑶　社会的身分

⑷　病歴

⑸　犯罪の経歴

⑹　犯罪により害を被った事実

⑺　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の施行規則で定める心身の機能の障害があること

⑻　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

⑼　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

⑽　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）

⑾　本人を少年法（昭和23年法律第168号）第３条第１項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

６　個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ただし、次の各号のいずれにも該当するものは、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等には該当しない。

⑴　不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が保護法又は保護法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

⑵　不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

⑶　生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

７　個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

８　個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、保護法第２条第９項に規定する独立行政法人等（保護法別表第２に掲げる法人を除く。）（以下「独立行政法人等」という。）及び保護法第２条第10項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）を除いた者をいう。ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

９　本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

10　保有個人データ

協会員が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。

⑴　当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

⑵　当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

⑶　当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

⑷　当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

11　個人関連情報

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

12　個人関連情報取扱事業者

個人関連情報データベース等（個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。）を事業の用に供している者であって、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除いたものをいう。

13　仮名加工情報

個人情報を、その区分に応じて次の各号に掲げる措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

⑴　第３項第⑴号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑵　第３項第⑵号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

14　匿名加工情報

個人情報を保護法所定の個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

15　本人に通知

本人に直接知らしめることをいう。

㈱　平成17年４月１日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、保護法第21条の規定は適用されない。

16　公表

広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいう。

㈱　平成17年４月１日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、保護法第21条の規定は適用されない。

17　本人の同意

本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

18　提供

個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下「個人データ等」という。）を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。

19　学術研究機関等

大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

（特則―第２条関係）

１．要配慮個人情報

ＥＵ又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データに、ＧＤＰＲ及び英国ＧＤＰＲ（個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する2016年４月27日欧州議会及び欧州理事会規則（英国一般データ保護規則））それぞれにおいて特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、協会員は、当該情報について第２条第５項における要配慮個人情報と同様に取り扱うこととする。

２．匿名加工情報

ＥＵ又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、協会員が加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第43条第１項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、第２条第14項に定める匿名加工情報とみなすこととする。

（解説）

１．個人情報（第３項）

⑴　「個人情報」の具体例

個人顧客の情報のほか、資金需要見込客、取引先企業の個人に係る情報等、協会員が、協会員の貸金業務等において取得する個人に関する情報が広く該当する。

役職員の雇用等管理における個人情報（採用、賃金、人事評価、健康診断に係る情報等）及び協会員自身の株主に関する個人情報については、この指針の適用対象としない。

①　個人顧客の情報（契約の解除等により口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。）

例えば、次のようなものが該当する。

イ　入会申込書、借入申込書の記載事項

ロ　確認記録記載事項

ハ　貸付けに係る契約締結時に交付する書面、貸付けの契約に基づく債権の全部または一部について弁済を受けたときに交付する受取証書の記載事項

ニ　貸金業法施行規則（第16条）で定めるところの帳簿（顧客の取引の記録）

ホ　顧客との通信文書

②　資金需要見込客、取引先企業の個人に関する情報

例えば、次のようなものが該当する。

イ　氏名、企業名、役職名、電話番号等の情報

ロ　アンケート及び名簿業者等から入手した情報

ハ　官報、高額納税者名簿、職員録等で公にされている情報

⑵　「特定の個人を識別することができるもの」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

①　氏名が含まれる情報

②　氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報

③　当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と協会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピュータ等による処理で照合することによって特定の個人を識別できる情報

⑶　「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する例

通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される。

⑷　個人識別符号に該当する例

施行令で規定されている通りであり、例えば、次のようなものが該当する。

①　指紋、静脈などの身体的特徴

②　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバーなどの行政に関連して発行される符号等

なお、契約書番号やローンカードの番号は当該番号単体では個人識別符号に該当しない。

⑸　要配慮個人情報を推知させる情報にすぎないものは、要配慮個人情報には含まない。

①　宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等

２．個人情報データベース等（第６項）

⑴　「個人情報データベース等」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

①　従業員が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力、整理し、顧客への貸付けの契約の締結の勧誘など「会社の事業」のために使用し、又は供している場合

②　コンピュータを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等

⑵　「個人情報データベース等」に該当しない例

アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合

３．個人データ（第７項）

⑴　「個人データ」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

①　個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報

②　個人情報データベース等から紙面に出力されたもの（そのコピーを含む。）

③　データ入力前の紙ベースの入会申込書や借入申込書であっても、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっている場合（「個人情報データベース等」に該当）において、当該個人情報データベースを構成する個人情報

④　「氏名」を削除する等、第三者にとって特定の個人を識別することができないようにしたデータであっても、協会員から見れば、他の情報と照合することで特定の個人情報を識別することができ、かつ、特定の個人情報を容易に検索可能である場合（「個人情報データベース等」に該当）において、当該個人情報データベースを構成する個人情報

⑵　「個人データ」に該当しない例

例えば、データ入力前の紙ベースの入会申込書や借入申込書等が、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっていない場合において、その中に含まれる個人情報は該当しない。

また、利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないため、個人データベース等から除かれているもの（例：市販の電話帳、住宅地図等）を構成する個人情報は、個人データに該当しない。

４．保有個人データ（第10項）

⑴　「保有個人データ」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

①　自社が作成、処理した個人情報データベース等（自社の顧客などのデータベース、又はそれらの書類、帳簿）を構成する個人情報

②　企業データ等の外部のデータを協会員内部のデータと組み合わせて作成・保有するデータベースについて、協会員自らが、開示、訂正、追加又は削除、停止、消去及び第三者への提供停止のすべてに応じることができる権限（⑵において「開示等権限」という。）を有するときは、「保有個人データ」に該当する。

⑵　「保有個人データ」に該当しない例

例えば、協会員が、委託を受けて個人データを取り扱う場合の委託元から取得したデータベース等、協会員自ら開示等権限がないものは該当しない。

⑶　「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」の具体例（第10項第⑵号）

①　暴力団、いわゆる総会屋等、反社会的勢力若しくはその構成員等による不当要求行為を防止するためその他取引開始審査のために、協会員が当該団体等の個人データを保有している場合

②　いわゆる不審者、悪質クレーマー等からの不当要求行為を防止するため、当該行為を繰り返す者の個人データを保有している場合

⑷　「当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの」の具体例（第10項第⑷号）

①　警察からの捜査関係事項照会の受理、回答の過程で容疑者等の個人データを保有している場合

②　犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象となっている情報を保有している場合

５．個人関連情報（第11項）

⑴　「個人に関する情報」について

ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

⑵　「個人関連情報」に該当する例

①　Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

②　メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

③　ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

④　ある個人の位置情報

⑤　ある個人の興味・関心を示す情報

㈱　個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

６．個人関連情報取扱事業者（第12項）

「個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」

特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人関連情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人関連情報取扱事業者に該当する。

7．本人に通知（第15項）

本人への通知については、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

本人への通知に該当する事例

事例１）ちらし等の文書を直接渡すことにより知らせること。

事例２）口頭又は自動応答装置等で知らせること。

事例３）電子メール、ＦＡＸ等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。

8．公表（第16項）

公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

公表に該当する事例

事例１）自社のホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載

事例２）自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布

9．本人の同意（第17項）

本人の同意を得る場合には、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

本人の同意を得ている事例

事例１）本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例２）本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領

事例３）本人からの同意する旨のメールの受信

事例４）本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例５）本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック

事例６）本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

なお、与信事業において、保護法第18条第１項又は第27条第１項の同意を取得する際には、第４条の解説⑵に留意の上で対応することとする。

10．提供（第18項）

個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

（参照条文：保護法２条、16条、施行令１条、２条、４条、５条、施行規則２条、３条、４条、５条、通則ガイドライン２、ＥＵ等補完的ルール⑴、⑵、⑸）

（利用目的の特定）

第３条　協会員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

２　前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、協会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。

３　協会員は、利用目的（法令等の規定により変更した利用目的を含む。）を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲（変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲）を超えて行ってはならない。

（許容例）

「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」

（認められない例）

「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」

なお、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、保護法所定の例外事由に該当しない限り、本人の同意を得なければならない。

４　協会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示しなければならない。

（解説）

【協会員における利用目的の特定】

以下の例を参考に、協会員各社において個人情報の利用目的を特定する。

⑴　利用目的の特定の例

①　与信判断および与信後の債権管理に利用するため

②　返済または支払能力に関する調査に利用するため

③　新たな商品やサービスの開発をお知らせするため

④　各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

⑤　犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

⑥　適合性の原則等に照らした判断等、金融商品・サービスの提供にかかる妥当性の判断のため

⑦　お客様に対し、取引結果などの報告を行うため

⑧　他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑨　お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

⑩　市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

⑪　ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

⑫　提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

⑬　その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

⑵　利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が協会員において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない。

⑶　「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。

本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。

例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、協会員は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。

【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】

事例１）「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」

事例２）「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」

⑷　定款等に規定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定されている場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならないと解される。なお、利用目的の特定に当たり「○○事業」のように事業を明示する場合についても、社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい。また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解される。

⑸　利用目的の変更における「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」とは、本人の主観や協会員の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。

（参照条文：保護法17条、通則ガイドライン３－１－１、３－１－２、金融分野ガイドライン２条）

（与信事業の利用目的）

第４条　協会員は、貸金業務を行うに際して個人情報を取得する場合においては、利用目的を明示する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）に確認欄を設けること等により、利用目的について本人の同意を得るよう努めなければならない。この場合において、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。

２　協会員は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、融資の条件として、これら業務において取得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送等に利用することを利用目的として同意させる行為を行ってはならない。

３　協会員は、個人情報を個人信用情報機関（個人の返済能力に関する情報の収集及び与信事業を行う協会員に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。）に提供する場合には、その旨を利用目的に明示し、本人の同意を得なければならない。

（解説）

⑴　与信事業の利用目的の「明示」・「同意」を得る方法の具体例

例えば、顧客と融資取引を開始する際に、「当社は、融資取引のためにお客様の個人情報を取得する」旨の条項を記載した書面を交付し、次の⑵により同意を得る。この場合、融資取引以外の利用目的について、併せて本人に列挙提示のうえ、同意を得ることが望ましい。

⑵　「同意」を得る方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

①　本人から直接個人情報を取得する書面上又は別の書面上に利用目的及び同意文言を記載し、本人の署名等を徴求して同意を得る方法

②　インターネット等の場合、画面上での同意の意思表示（了解ボタンをクリック等）又は同意文言を記載した本人からの電子メールの受領等による方法

③　上記①又は②以外の電話等非対面の場合で、口頭による同意を得るときは、顧客本人の同意の意思表示について社内記録（聴取書等）を作成し、その後に当該顧客本人からその内容について署名等で確認を得るか又は録音すること等により事後的に検証可能な体制をとる必要がある。

⑶　適用関係

本条第１項は、平成17年４月１日以後に、新たに融資の申込を行った顧客の個人情報を取得する場合に適用する。

（参照条文：金融分野ガイドライン２条）

（「同意」の形式）

第５条　協会員は、次条、第16条及び第17条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面によることとする。

（解説）

⑴　「同意」を得る方法の具体例

第４条の解説⑵と同様の方法により「同意」を得る。

⑵　あらかじめ作成された同意書面を用いる場合の留意事項

文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区分され、本人に理解されることが望ましい。または、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等、本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行うことが望ましい。

なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

（参照条文：通則ガイドライン２―16、金融分野ガイドライン３条）

（利用目的による制限）

第６条　協会員は、保護法第17条第１項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

２　協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、協会員が合併、分社化、事業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にはならず、本人の同意を得る必要はない。

なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

３　前二項は、次に掲げる場合については適用しない。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑸　協会員が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

⑹　学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（解説）

⑴　例えば、協会員については、協会員が、新たに取扱いを行う業務に関して、既に取得した個人情報を利用する場合、利用目的に明記した「貸金業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）」から外れない限り、第３条により特定した利用目的の達成に必要な範囲内と考えられる。

⑵　「合併その他の事由」（第２項）には、合併のほか事業譲渡、営業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。

⑶　「法令に基づく場合」（第３項第⑴号）の具体例

例えば、次のようなものが該当する。

①　国税通則法第74条の２他（税務署の所得税等に関する調査に対応する場合）

②　国税通則法第131条（質問、検査又は領置等）

③　刑事訴訟法第197条第２項

④　犯罪収益移転防止法第８条第１項（疑わしい取引の届出等）

⑤　民事訴訟法第223条（文書提出命令等）

⑥　刑事訴訟法第218条

⑦　所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）

⑧　地方税法第72条の63（総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権）

⑨　国税徴収法第141条（質問及び検査）

⑩　貸金業法第24条の６の10（報告徴収及び立入検査）

⑪　預金保険法附則第７条（協定銀行に係る業務の特例）

⑫　民事執行法第147条（第三債務者の陳述の催告）

⑬　貸金業法等に基づく自主規制機関に対する情報提供

⑭　協会員が本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合

⑮　金融商品取引法第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

⑯　弁護士法第23条の２に基づく弁護士会からの照会に対応する場合

⑰　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第１項に基づく保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合

⑱　電気事業法第34条第１項に基づく災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のため、経済産業大臣の求めに応じて、一般送配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供する場合

なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

⑷　「人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例（第３項第⑵号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を企業間で共有する場合

②　顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合

③　強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合

④　地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族への財産開示

⑸　「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第３項第⑷号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　税務当局の任意調査に応じる場合

②　警察の任意調査に応じる場合

③　一般統計調査に回答する場合

㈱　「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、例えば税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。

また、各当局からの任意による照会等の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

（参照条文：保護法18条、通則ガイドライン３－１－３、３－１－４、３－１－５、金融分野ガイドライン４条）

（不適正な利用の禁止）

第７条　協会員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（解説）

⑴　「違法又は不当な行為」とは、保護法その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、保護法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

⑵　「おそれ」の有無は、協会員による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における協会員の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、協会員が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該協会員が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

【協会員が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】

事例１）違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合

事例２）裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合

事例３）暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合

事例４）個人情報を提供した場合、提供先において保護法第27条第１項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

事例５）採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合

事例６）広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合

（参照条文：保護法19条、通則ガイドライン３－２）

（機微（センシティブ）情報について）

第８条　協会員は、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、保護法第57条第１項各号若しくは施行規則第６条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないものとする。

⑴　法令等に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

⑸　保護法第20条第２項第６号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を取得する場合、保護法第18条第３項第６号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を利用する場合、又は保護法第27条第１項第７号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合

⑹　源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑺　相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑻　協会員の貸金業務の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑼　機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

２　協会員は、機微（センシティブ）情報を前項各号に定める事由により取得、利用又は第三者提供する場合には、各号の事由を逸脱して、取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。

３　協会員は、機微（センシティブ）情報を、第１項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、保護法第20条第２項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならないことに留意する。

４　協会員は、機微（センシティブ）情報を第三者へ提供するに当たっては、保護法第27条第２項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。なお、機微（センシティブ）情報のうち要配慮個人情報については、同項において、オプトアウトを用いることができないとされていることに留意する。

（解説）

⑴　機微（センシティブ）情報に該当しない情報の例

例えば、次のようなものは該当しない。

①　新聞・テレビや官報等に記載された公知の情報

②　相続手続及び納税義務の履行において準拠法を確認するために「国籍（永住権の有無を含む。）」を使用する場合の当該「国籍」情報

⑵　留意事項

①　機微（センシティブ）情報の取得の時期は、協会員において、当該情報を事業の用に供するものとしてファイルに綴じる等により保管した段階である。

②　平成17年４月１日以後、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地が記載された書面等の写しの送付を受けた場合、ファイリング（保管）するまでの間に、速やかに、当該本籍地を黒塗りすれば、機微（センシティブ）情報の「取得」に当たらない。なお、平成17年４月１日前に取得した機微（センシティブ）情報については、同日以後は、第８条第１項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。

⑶　「法令等に基づく場合」の具体例（第１項第⑴号）

法律、政省令、条例、条約のほか、閣議決定や公務所により発出された指導文書で、例えば、次のようなものが該当する。

①　顧客から「障害者等の少額貯蓄非課税制度」の利用資格を確認するため、身体障害者手帳（写）の提出を受けた場合

②　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団追放運動推進センターの会議等の場で文書等に記載された暴力団等、反社会的勢力若しくはその構成員の反社会的行為に関する情報を取得する場合

③　犯罪収益移転防止法第８条第１項に基づく疑わしい取引の届出により、個人情報を取得する場合

④　内部者取引の未然防止を図るために、顧客の勤務先情報として、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する当該顧客の機微（センシティブ）情報を取得する場合

⑷　「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の具体例（第１項第⑵号）

例えば、暴力団、いわゆる総会屋等、反社会的勢力若しくはその構成員等を把握する目的で、犯罪情報を取得する場合

⑸　「相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合」の具体例（第１項第⑺号）

例えば、相続手続きのための戸籍謄本を取得する場合

（参照条文：金融分野ガイドライン５条）

（適正な個人情報の取得及び要配慮個人情報の取得）

第９条　協会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

２　協会員は、要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協会員が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⑸　協会員が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

⑹　学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（協会員と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）

⑺　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、保護法第57条第１項各号に掲げる者その他施行規則で定める者により公開されている場合

⑻　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

⑼　保護法第27条第５項各号（保護法第41条第６項の規定により読み替えて適用する場合及び保護法第42条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（解説）

⑴　協会員が不正の手段により個人情報を取得している事例

例えば、次のようなものが該当する。

なお、個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

事例１）十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合

事例２）保護法第27条第１項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合

事例３）個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合

事例４）他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合

事例５）保護法第27条第１項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合

事例６）不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

⑵　要配慮個人情報を取得する場合において本人の同意を得る必要がない事例

①　法令に基づく場合

事例）協会員が、労働安全衛生法に基づき健康診断を実施し、これにより従業員の身体状況、病状、治療等の情報を健康診断実施機関から取得する場合

②　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

事例１）急病その他の事態が生じたときに、本人の病歴等を医師や看護師が家族から聴取する場合

事例２）協会員その他の事業者間において、不正対策等のために、暴力団等の反社会的勢力情報、意図的に業務妨害を行う者の情報のうち、過去に業務妨害罪で逮捕された事実等の情報について共有する場合

事例３）不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、協会員その他の事業者から取得する場合

③　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

事例１）健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断等の結果判明した病名等について、健康増進施策の立案や保健事業の効果の向上を目的として疫学調査等のために提供を受けて取得する場合

事例２）児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、ある関係機関において、他の関係機関から当該児童生徒の保護事件に関する手続が行われた情報を取得する場合

事例３）児童虐待のおそれのある家庭情報のうち被害を被った事実に係る情報を、児童相談所、警察、学校、病院等の関係機関が、他の関係機関から取得する場合

④　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協会員が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

事例）協会員が警察の任意の求めに応じて要配慮個人情報に該当する個人情報を提出するために、当該個人情報を取得する場合

⑤　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、保護法第57条第１項各号に掲げる者その他施行規則で定める者により公開されている場合

事例）要配慮個人情報が、次に掲げる者により公開されている場合。

イ　本人

ロ　国の機関

ハ　地方公共団体

ニ　学術研究機関等

ホ　放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）

ヘ　著述を業として行う者

ト　宗教団体

チ　政治団体

リ　外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関

ヌ　外国において保護法第16条第８項に規定する学術研究機関等に相当する者

ル　外国において保護法第57条第１項各号に掲げる者に相当する者

⑥　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

事例）身体の不自由な方が店舗に来店し、対応した店員がその旨をお客様対応録等に記録した場合（目視による取得）や、身体の不自由な方の様子が店舗に設置された防犯カメラに映りこんだ場合（撮影による取得）

⑦　保護法第27条第５項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

⑶　保護法第20条第２項に違反している事例

本人の同意を得ることなく、保護法第20条第２項第７号及び施行規則第６条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。

⑷　協会員が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該協会員が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。また、協会員が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が保護法第20条第２項及び保護法第27条第１項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該協会員が、改めて本人から保護法第20条第２項に基づく同意を得る必要はないものと解される。

（参照条文：保護法20条、施行令９条、施行規則６条、通則ガイドライン３－３－１、３－３－２）

（個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等）

第10条　協会員は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。協会員は、この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、また、本項に定める「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。

２　協会員は、前項の規定にかかわらず、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３　協会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

４　前三項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

⑴　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産（法人の財産を含む。）その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該協会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

⑶　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑷　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（解説）

⑴　「通知」方法

原則として、書面による通知とする。

⑵　本人への通知又は公表が必要な事例

例えば、次のような場合がある。

事例１）インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）

事例２）インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）

事例３）個人情報の第三者提供を受けた場合

⑶　本人への利用目的の明示が必要な事例

例えば、次のような場合がある。

事例１）本人の個人情報が記載された申込書・契約書等を本人から直接取得する場合

事例２）アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

事例３）自社が主催するキャンペーンへの参加希望者が、参加申込みのために自社のホームページの入力画面に入力した個人情報を直接本人から取得する場合

なお、名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、協会員が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該協会員の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、利用目的の明示の義務を課するものではないが、その場合はあらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない（ただし、第４項参照）。口頭により個人情報を取得する場合についても同様とする。

⑷　利用目的の明示に該当する事例

例えば、次のような方法がある。

事例１）利用目的を明記した契約書その他の書面を相手方である本人に手渡し、又は送付する場合

なお、契約約款又は利用条件等の書面（電磁的記録を含む。）中に利用目的条項を記載する場合は、例えば、裏面約款に利用目的が記載されていることを伝える、又は裏面約款等に記載されている利用目的条項を表面にも記載し、かつ、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさで記載する等、本人が実際に利用目的を確認できるよう留意することが望ましい。

事例２）ネットワーク上において、利用目的を、本人がアクセスした自社のホームページ上に明示し、又は本人の端末装置上に表示する場合

なお、ネットワーク上において個人情報を取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的（利用目的の内容が示された画面に１回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。）が本人の目に留まるようその配置に留意することが望ましい。

⑸　「明示」の内容等

①　「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

②　「明示」する内容は、取得した個人情報の利用目的である。

「明示」は、当該契約書その他の書面に記載された個人情報の利用目的のみを示す方法と、第３条により特定した包括的な利用目的の全部又は一部を示す方法のいずれかによるものとする。

③　本人に対して、取引開始時等に包括的な利用目的を明示している場合で、当該契約書その他の書面に記載された個人情報の利用目的が、取引開始時等に明示された包括的な利用目的の範囲内にあるときは、当該書面による個人情報を取得する都度、あらためて利用目的の明示を行う必要はない。

⑹　「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産（法人の財産を含む。）その他の権利利益を害するおそれがある場合」の具体例（第４項第⑴号）

事例１）第三者から、暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報及び業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれがある場合

事例２）児童虐待等に対応するために、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関において、ネットワークを組んで対応する場合に、加害者である本人に対して当該本人の個人情報の利用目的を通知・公表することにより、虐待を悪化させたり、虐待への対応に支障等が生じたりするおそれがある場合

⑺　「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該協会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」の具体例（第４項第⑵号）

例えば、次のようなものが該当する。

事例１）暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

事例２）通知又は公表される利用目的により、協会員が行う開発中の新サービス、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになる場合

⑻　「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第４項第⑶号）

事例）警察が、公開手配を行わないで、被疑者に関する個人情報を、被疑者の立ち回りが予想される協会員に限って提供した場合において、警察から当該個人情報を受け取った当該協会員が、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある場合

⑼　「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」の具体例（第４項第⑷号）

例えば、次のようなものが該当する。

事例１）商品・サービス等を販売・提供するに当たって住所・電話番号等の個人情報を取得する場合で、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実に行うためという利用目的であるような場合

事例２）一般の慣行として名刺を交換する場合、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的であるような場合

（参照条文：保護法21条、通則ガイドライン３－３－３、３－３－４、３－３－５、金融分野ガイドライン６条）

（データ内容の正確性の確保等）

第11条　協会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手続の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

２　協会員は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき（利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等）は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。このため、協会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。

（解説）

⑴　「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例

顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

①　会員規約やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手続きについて周知する。

⑵　「消去」について

「個人データの消去」とは、当該個人データを個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

⑶　「保存期間」について

保存期間は合理的理由を伴う永久保存も該当する。

⑷　「個人データについて利用する必要がなくなったとき」に該当する事例

事例）キャンペーンの懸賞品送付のため、当該キャンペーンの応募者の個人データを保有していたところ、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合

（参照条文：保護法22条、通則ガイドライン３－４－１、金融分野ガイドライン７条）

（安全管理措置）

第12条　協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。

なお、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、協会員において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、協会員の安全管理措置の義務違反にはならない。

なお、保護法第23条における「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該協会員が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。そのため、以下この条における「個人データ」には、当該個人情報も含まれることに留意する。

本条における用語の定義は、次のとおりである。

⑴　組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置について役職員（協会員の組織内にあって、直接又は間接に協会員の指揮監督を受けて協会員の業務に従事する者等をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、協会員との間の雇用関係にない者（取締役、執行役、監査役、派遣社員等）も含まれる。以下同じ。）の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の協会員の体制整備及び実施措置をいう。

⑵　人的安全管理措置
　役職員との個人データの非開示契約等の締結及び役職員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監督することをいう。
⑶　物理的安全管理措置
　個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人データの安全管理に関する物理的な措置をいう。
⑷　技術的安全管理措置
　個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。
⑸　外的環境の把握
　外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握することをいう。協会員は、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2　協会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。
⑴　規程等の整備
　イ　個人データの安全管理に係る基本方針の整備
　ロ　個人データの安全管理に係る取扱規程の整備
　ハ　個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備
　ニ　外部委託に係る規程の整備
⑵　各管理段階における安全管理に係る取扱規程
　イ　取得・入力段階における取扱規程
　ロ　利用・加工段階における取扱規程
　ハ　保管・保存段階における取扱規程
　ニ　移送・送信段階における取扱規程
　ホ　消去・廃棄段階における取扱規程
　ヘ　漏えい等事案（漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。）への対応の段階における取扱規程

3　協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。
⑴　組織的安全管理措置
　イ　個人データの管理責任者等の設置
　ロ　就業規則等における安全管理措置の整備
　ハ　個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
　ニ　個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
　ホ　個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施
　ヘ　漏えい等事案に対応する体制の整備
⑵　人的安全管理措置
　イ　役職員との個人データの非開示契約等の締結
　ロ　役職員の役割・責任等の明確化
　ハ　役職員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練
　ニ　役職員による個人データ管理手続きの遵守状況の確認
⑶　物理的安全管理措置
　イ　個人データの取扱区域等の管理
　ロ　機器及び電子媒体等の盗難等の防止
　ハ　電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
　ニ　個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
⑷　技術的安全管理措置
　イ　個人データの利用者の識別及び認証
　ロ　個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
　ハ　個人データへのアクセス権限の管理
　ニ　個人データの漏えい等防止策
　ホ　個人データへのアクセスの記録及び分析
　ヘ　個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録及び分析
　ト　個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

（解説）
・　漏えい、滅失及び毀損の定義については、第15条参照
（参照条文：保護法23条、通則ガイドライン３－４－２、金融分野ガイドライン８条）

（役職員の監督）
第13条　協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
2　協会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。
⑴　役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該協会員の業務等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること
⑵　個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと
⑶　役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの取扱状況の点検及び監査制度を整備すること

（解説）
・　役職員の定義については、第12条参照
（参照条文：保護法24条、通則ガイドライン３－４－３、金融分野ガイドライン９条）

（委託先の監督）
第14条　協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
　なお、当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2　協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託する個人データの安全管理が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。

具体的には、以下の対応等が必要である。

⑴　個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準に従って委託先を選定するとともに、当該基準を定期的に見直すこと。

⑵　委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置の見直しを行わなければならない。

（解説）
・　委託先には外国の委託先も含まれる。
（参照条文：保護法25条、通則ガイドライン３－４－４、金融分野ガイドライン10条）

（漏えい等の報告等）

第15条　協会員は、その取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項以下の定めに従って、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会（保護法第150条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては金融庁長官等、保護法第170条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあっては地方公共団体の長等。第11項において同じ。）に報告しなければならない。ただし、協会員が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。

⑴　要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下第１項各号及び次項において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑵　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑶　不正の目的をもって行われたおそれがある当該協会員に対する行為による個人データ（当該協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑷　個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2　前項の規定による報告をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次の各号の事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。第５項において同じ。）を報告しなければならない（この時点での報告を「速報」という。以下同じ。）。

⑴　概要

⑵　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前項第⑶号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目

⑶　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

⑷　原因

⑸　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

⑹　本人への対応の実施状況

⑺　公表の実施状況

⑻　再発防止のための措置

⑼　その他参考となる事項

3　前項の場合において、協会員は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が第１項第⑶号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない（この時点での報告を「確報」という。以下同じ。）。

4　第１項による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

⑴　個人情報保護委員会に報告する場合
　電子情報処理組織を使用する方法

⑵　保護法第150条第１項の規定により、第１項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合
　施行規則第８条第３項第２号に定める報告書を提出する方法

5　協会員は、第１項ただし書の規定による通知をする場合には、同項各号に定める事態を知った後、速やかに、第２項各号に定める事項を通知しなければならない。

6　協会員は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令に従って、監督当局に報告しなければならない。

7　協会員は、次の各号のいずれかの事態（第１項及び前項に規定する事態を除く。）を知ったときは、第１項及び前項の規定に準じて、監督当局に報告することとする。

⑴　その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑵　その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等（保護法第41条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。第９項において同じ。）又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

8　第１項に規定する場合には、協会員（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、第１項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次の各号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑴　概要

⑵　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目

⑶　原因

⑷　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

⑸　その他参考となる事項

9　協会員は、次の各号のいずれかの事態（第１項各号に定める事態を除く。）を知ったときは、前項に準じて、本人への通知等を行うこととする。

⑴　その取り扱う個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑵　その取り扱う個人情報（仮名加工情報である個人情報を除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑶　その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

10　協会員は、第１項、第６項及び第７項に規定する事態が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

⑴　事業者内部における報告及び被害の拡大防止

⑵　事実関係の調査及び原因の究明

⑶　影響範囲の特定

⑷　再発防止策の検討及び実施

⑸　個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

11　協会員は、第１項、第６項又は第７項に基づき個人情報保護委員会又は監督当局に報告するときは、本協会に対しても同じ事項を報告しなければならない。

（解説）

⑴　第１項に規定する「個人データ」とは、協会員が取り扱う個人データをいう。

ただし、同項第⑶号に規定する「個人データ」には、「当該協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」が含まれる。

そのため、同号に定める事態との関係では、解説⑵から⑷までにおける「個人データ」は、協会員が取り扱う個人データに加え、「当該協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」を含む。

同号に定める事態について、詳細は解説⑹を参照のこと。

⑵　個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。

なお、個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、協会員が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合は、漏えいに該当しない。

【個人データの漏えいに該当する事例】

事例１）個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合

事例２）個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合

事例３）システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合

事例４）個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例５）不正アクセス等により第三者に個人データを含む情報が窃取された場合

事例６）協会員のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、ユーザーが当該ページに入力した個人情報が、当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該協会員が、当該ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき

⑶　個人データの「滅失」とは、個人データの内容が失われることをいう。

なお、下記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、協会員が合理的な理由により個人データを削除する場合は、滅失に該当しない。

【個人データの滅失に該当する事例】

事例１）個人情報データベース等から出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄した場合

㈱　当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、個人データの漏えいに該当する場合がある。

事例２）個人データが記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失した場合

㈱　社外に流出した場合には、個人データの漏えいに該当する。

⑷　個人データの「毀損」とは、個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

なお、下記事例２）及び事例３）の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。

【個人データの毀損に該当する事例】

事例１）個人データの内容が改ざんされた場合

事例２）暗号化処理された個人データの復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

事例３）ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

㈱　同時に個人データが窃取された場合には、個人データの漏えいにも該当する。

⑸　報告すべき事態が発覚した場合に講じるべき措置（第10項）

協会員が本条に基づき報告すべき事態（第１項、第６項及び第７項に規定する事態）が発覚した場合に当該事態の内容等に応じて講じるべき必要な措置の内容は、次のとおりである。

①　事業者内部における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

②　事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

③　影響範囲の特定

上記②で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。

④　再発防止策の検討及び実施

上記②の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。

⑤　個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

解説⑹から⑯を参照のこと。

なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

⑹　保護法に基づく報告対象事態（第１項）

協会員は、次の①から④までに掲げる事態（以下「保護法報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会から権限の委任を受けている監督当局（財務局長若しくは財務支局長又は都道府県知事）及び本協会に報告しなければならない（第１項、第11項）。

なお、保護法報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、協会員は個人情報保護委員会及び本協会に任意の報告をすることができる。

保護法報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。

①　要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第１項第⑴号関係）

【報告を要する事例】

事例１）従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合

②　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第１項第⑵号関係）

財産的被害が生じるおそれについては、対象となった個人データの性質・内容等を踏まえ、財産的被害が発生する蓋然性を考慮して判断する。

【報告を要する事例】

事例１）ＥＣサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

事例２）送金や決済機能のあるウェブサービスのログインＩＤとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合

③　不正の目的をもって行われたおそれがある当該協会員に対する行為による個人データ（当該協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第１項第⑶号関係）

「不正の目的をもって行われたおそれがある当該協会員に対する行為」（以下「不正行為」という。）の主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。また、不正行為の相手方である「当該協会員」には、当該協会員が第三者に個人データの取扱いを委託している場合における当該第三者（委託先）及び当該協会員が個人データを取り扱うに当たって第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。

当該協会員が「取得しようとしている個人情報」に該当するかどうかは、当該協会員が用いている個人情報の取得手段等を考慮して客観的に判断する。

個人情報データベース等へ入力すること等を予定していれば、最終的に個人情報に該当しない統計情報への加工を行うことを予定している場合等であっても、「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当する。

㈱　協会員が、個人データとして取り扱うことを予定している個人情報の取扱いを第三者に委託する場合であって、当該第三者（委託先）が当該個人情報を個人データとして取り扱う予定はないときも、ここにいう「協会員が第三者に個人データの取扱いを委託している場合」に該当する。

【報告を要する事例】

事例１）不正アクセスにより個人データ（個人情報データベース等へ入力する予定の個人情報を含む。以下、事例５）まで同じ。）が漏えいした場合

事例２）ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

事例３）個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例４）従業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

㈱　従業者による個人データ又は個人情報の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、個人データ又は個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

事例５）従業者の私用の端末又は取引先の端末が情報を窃取するマルウェアに感染し、その後、当該端末と協会員のサーバとの電気通信に起因して、当該サーバも当該マルウェアに感染し、個人データが漏えいした場合

事例６）協会員のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、ユーザーが当該ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該協会員が、当該ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき

事例７）協会員のウェブサイト上に設置された、入力ページに遷移するためのリンクやボタンが第三者に改ざんされ、当該リンクやボタンをユーザーがクリックした結果、偽の入力ページに遷移し、当該ユーザーが当該偽の入力ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該協会員が、当該協会員の入力ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき

事例８）協会員が、第三者により宛先の改ざんされた返信用封筒を顧客に送付した結果、当該返信用封筒により返信されたアンケート用紙に記入された個人情報が当該第三者に送付された場合であり、かつ、当該協会員が、当該個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき

㈱　サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次のイからホが考えられる。

イ　個人データ（個人情報データベース等へ入力する予定の個人情報を含む。ロにおいて同じ。）を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合

ロ　個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合

ハ　マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ（Ｃ＆Ｃサーバ）が使用しているものとして知られているＩＰアドレス・ＦＱＤＮ（Fully Qualified Domain Nameの略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ（サーバ等）を特定するもの。）への通信が確認された場合

ニ　個人情報の取得手段であるウェブページを構成するファイルを保存しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、外部からの不正アクセスにより、当該ファイルに、当該ウェブページに入力された情報を窃取するような改ざんがされた痕跡が確認された場合

ホ　不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

④　個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第１項第⑷号関係）

「個人データに係る本人の数」は、当該協会員が取り扱う個人データのうち、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数をいう。「個人データに係る本人の数」について、事態が発覚した当初1,000人以下であっても、その後1,000人を超えた場合には、1,000人を超えた時点で第１項第⑷号に該当することになる。本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある個人データに係る本人の数が最大1,000人を超える場合には、第１項第⑷号に該当する。

事例）システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ又は個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。

⑺　報告義務の主体

漏えい等報告の義務を負う主体は、原則として、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う協会員である。ただし、第１項第⑶号に定める事態について漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしている協会員である（解説⑴参照）。

個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データ又は個人情報を取り扱っており、又は取得しようとしていることになるため、保護法報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（第１項ただし書参照）。

また、委託元から委託先にある個人データ（個人データＡ）の取扱いを委託している場合であって、別の個人データ（個人データＢ）の取扱いを委託していないときには、個人データＢについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。

⑻　「速報」について（第２項）

協会員は、保護法報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会及び本協会に報告しなければならない。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、協会員が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、協会員が当該事態を知った時点から概ね３～５日以内である。

個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の①から⑨までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

①　「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、第15条第１項各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。

②　「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前項第⑶号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（第１項第⑶号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目について、媒体や種類（顧客情報、従業員情報の別等）とともに報告する。

③　「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（第１項第⑶号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）に係る本人の数について報告する。

④　「原因」

当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。

⑤　「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」

当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。

⑥　「本人への対応の実施状況」

当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況について報告する。

⑦　「公表の実施状況」

当該事態に関する公表の実施状況について報告する。

⑧　「再発防止のための措置」

漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。

⑨　「その他参考となる事項」

上記の①から⑧までの事項を補完するため、個人情報保護委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告する。

⑼　「確報」について（第３項）

協会員は、保護法報告対象事態を知ったときは、速報に加え、30日以内（第１項第⑶号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第⑴号、第⑵号又は第⑷号の事態にも該当する場合も60日以内。）に個人情報保護委員会及び本協会に報告しなければならない。30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、協会員が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定に当たっては、その時点を１日目とする。

確報においては、解説⑻①～⑨までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（保護法報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

（注１）速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、１回の報告で速報と確報を兼ねることができる。

（注２）確報の報告期限（30日以内又は60日以内）の算定に当たっては、土日・祝日も含める。ただし、30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日～１月３日）の場合は、その翌日を報告期限とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第２条）。

⑽　委託元への通知による例外

委託先は、個人情報保護委員会への報告義務を負っている委託元に対し、解説⑻①～⑨までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される（第１項ただし書参照）。委託元への通知については、速報としての報告と同様に、保護法報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね３～５日以内である。

この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、保護法報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。

なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。

⑾　貸金業法及び金融分野ガイドラインに基づく報告（第６項及び第７項）

協会員は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、監督当局（財務局長若しくは財務支局長又は都道府県知事）及び本協会に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない（第６項、第11項）。

また、協会員は、第７項各号のいずれかの事態（第１項及び第６項に規定する事態を除く。）を知った場合には、第１項及び第６項の規定に準じて、監督当局及び本協会に報告するものとする（第７項、第11項）。

第６項にいう「速やかに報告することその他の適切な措置」については、以下のとおり考えられる。

①　原則として、「速やかに」（当該事態を知った時点から概ね３～５日以内を目安として）、その時点で把握している当該事態の概要等を監督当局に報告する必要がある。また、その後、当該事態の概要等が判明した場合には、判明次第、改めて監督当局及び本協会に報告する必要がある。

②　ＦＡＸの誤送信、郵便物等の誤送付、メールの誤送信等については、金融機関が個別の事案ごとに、漏えい等した情報の量、機微（センシティブ）情報の有無及び二次被害や類似事案の発生の可能性等を検討し、「速やかに」報告を行う必要性が低いと判断したものであれば、業務の手続の簡素化を図る観点から、四半期に一回程度にまとめて監督当局に報告することも差し支えない。

③　郵便局員による誤配等、金融機関の責めに帰さない事案については、報告する必要はないと判断して差し支えない。ただし、「本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さい」とはいえない場合には、（上記①又は②に従って）報告を行う必要がある。

④　他方で、いかなる場合でも、漏えい等事案の事実関係等を公表する場合には、都度「速やかに」監督当局及び本協会に報告する必要がある。

⑿　本人への通知、通知対象となる事態及び通知義務の主体

協会員は、保護法報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない（第８項）。

通知義務を負う主体は、原則として、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う協会員である。ただし、第１項第⑶号に定める事態について本人への通知の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしている協会員である（解説⑴参照）。

個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データ又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が本人への通知を行う義務を負う。委託先が、報告義務を負っている委託元に解説⑻①～⑨までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。なお、委託元への通知を行った委託先は、必要に応じて委託元による本人への通知に協力することが求められる。また、協会員は、第９項各号のいずれかの事態を知ったときも、上記に準じて本人への通知等を行う努力義務を負う（第９項）。

金融機関が取り扱う情報の性質等に鑑み、基本的には全ての漏えい等事案について本人への通知等を行うことが望ましいとされる。なお、例えば、漏えい等した個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化措置が講じられている場合や、漏えいした個人データを即時に回収した場合等、本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さい場合等には、本人への通知を要しない。

⑬　通知の時間的制限

協会員は、保護法報告対象事態を知ったときは、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。

「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例】

事例１）インターネット上の掲示板等に漏えいした複数の個人データがアップロードされており、協会員において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

事例２）漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

⑭　通知の内容

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前項第⑶号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目」、「原因」、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」及び「その他参考となる事項」（解説⑻参照）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある。

本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。

また、当初保護法報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には保護法報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

㈱　第２項第⑼号に定める「その他参考となる事項」については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。

【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】

事例１）不正アクセスにより個人データが漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、個人情報保護委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。

事例２）漏えい等が発生した個人データの項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に関係する内容のみを本人に通知すること。

⑮　通知の方法

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。また、漏えい等報告と異なり、本人への通知については、その様式が法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

【本人への通知の方法の事例】

事例１）文書を郵便等で送付することにより知らせること。

事例２）電子メールを送信することにより知らせること。

⑯　通知の例外

本人への通知を要する場合であっても、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応が認められる。

㈱　代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい。

【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

事例１）保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない場合

事例２）連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合

【代替措置に該当する事例】

事例１）事案の公表

㈱　公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知すべき内容を基本とする。

事例２）問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすること

（参照条文：保護法26条、施行規則７条から10条、通則ガイドライン３－５、金融分野ガイドライン11条）

（第三者提供の制限）

第16条　協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。）に提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。また、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑸　学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

⑹　学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない。）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

⑺　学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

なお、個人データの第三者提供についての本人の同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、

イ　個人データの提供先の第三者

ロ　提供先の第三者における利用目的

ハ　第三者に提供される個人データの項目

を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

本人の同意を得ようとする時点において、①に掲げる事項が特定できない場合には、①に掲げる事項に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。当該情報としては、「提供先の第三者の範囲や属性に関する情報」が考えられる。

2　個人信用情報機関に対して個人データが提供される場合には、個人信用情報機関を通じて当該機関の会員企業にも情報が提供されることとなるため、個人信用情報機関に個人データを提供する協会員が本人の同意を得ることとする。

本人から同意を得るに当たっては、本人が、個人データが個人信用情報機関を通じて当該機関の会員企業にも提供されることを明確に認識した上で、同意に関する判断を行うことができるようにすることとする。このため、協会員は、同意を得る書面に、前項に定める事項のほか、個人データが当該機関の会員企業にも提供される旨の記載及び当該機関の会員企業として個人データを利用する者の表示を行うこととする。

「当該機関の会員企業として個人データを利用する者」の表示は、「当該機関の会員企業として個人データを利用する者」の外延を本人に客観的かつ明確に示すものであることが必要であり、会員企業の名称を記載する方法若しくは当該機関の規約等及び会員企業名を常時公表しているインターネットのホームページ（苦情処理の窓口の連絡先等、第29条の内容を記載したもの）のアドレスを記載する方法等により、本人が同意の可否を判断するに足りる具体性をもって示すことをいう。また、本人に表示する個人信用情報機関の規約等においては、機関の加入資格及び会員企業の外延が明確に示されるとともに、個人データの適正管理、情報の目的外利用の防止等の観点から、安全管理体制の整備、守秘義務の遵守及び違反に対する制裁措置等を明確に記載することが適切である。

なお、協会員は、個人信用情報機関から得た資金需要者の返済能力に関する情報については、当該資金需要者の返済能力の調査以外の目的に使用することのないよう、慎重に取り扱うこととする。

3　協会員は、与信事業に係る個人の返済能力に関する情報を個人信用情報機関へ提供するに当たっては、保護法第27条第２項（オプトアウト）の規定を適用しないこととし、前項に従い本人の同意を得ることとする。

4　協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、個人情報保護委員会に届け出た上で、第１項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第９条第１項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

⑴　第三者への提供を行う協会員の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条において同じ。）の氏名

⑵　第三者への提供を利用目的とすること

⑶　第三者に提供される個人データの項目

⑷　第三者に提供される個人データの取得の方法

⑸　第三者への提供の方法

⑹　本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること

⑺　本人の求めを受け付ける方法

⑻　第三者に提供される個人データの更新の方法

⑼　当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

5　協会員は、前項第⑴号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第⑶号から第⑸号まで、第⑺号、第⑻号又は第⑼号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならないものとする。また、協会員は、保護法第27条第３項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表しなければならない。

6　協会員は、保護法第27条第４項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表しなければならない。

⑴　第４項の規定による届出を行った場合
　同項各号に掲げる事項

⑵　前項の規定による変更の届出を行った場合
　変更後の第４項各号に掲げる事項

⑶　前項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合
　その旨

7　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。

⑴　協会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って、当該個人データが提供される場合

⑵　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

⑶　特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第９項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が保護法第17条第１項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

8　協会員が前項第⑶号の規定により行う通知は、原則として書面によることとする。協会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。

9　協会員は、第７項第⑶号に規定する管理責任者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（解説）

⑴　個人データを提供する場合の留意事項

協会員が取得した個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、本人の同意を得ることなく個人データを提供しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを確認し必要な対応をとる。

①　法令に基づく場合等の適用除外の場合（第１項第⑴号～第⑺号）

② オプトアウトによる場合（第４項）

③ 委託の場合（第７項第⑴号）

④ 合併等の事業承継の場合（第７項第⑵号）

⑤ 共同利用の場合（第７項第⑶号）

【第三者提供とされる事例】（ただし、保護法第27条第５項各号の場合を除く。）

事例１）親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合

事例２）フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合

事例３）同業者間で、特定の個人データを交換する場合

【第三者提供とされない事例】（ただし、利用目的による制限がある。）

事例）同一事業者内で他部門へ個人データを提供する場合

・ ＳＮＳ等の取扱い

ブログやその他のＳＮＳに書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他のＳＮＳの運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

⑵ 同意を取得する際の留意事項

協会員は、その業務の性質や方法に応じて、次の各号にも留意しつつ、個人である資金需要者等から適切な同意の取得を図る必要がある。

① パソコン・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である資金需要者等が明確に認識できるような仕様とすること。

② 過去に個人である資金需要者等から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である資金需要者等の同意を取得すること。

③ 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である資金需要者等において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討すること。

④ 第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である資金需要者等との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意すること。

例えば、個人である資金需要者等が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられること等がないように留意すること。

⑶ 「法令に基づく場合」の具体例（第１項第⑴号）

例えば、次のようなものが該当する。

① 国税通則法第74条の２他（税務署の所得税等に関する調査に対応する場合）

② 国税通則法第131条（質問、検査又は領置等）

③ 刑事訴訟法第197条第２項

④ 犯罪収益移転防止法第８条第１項（疑わしい取引の届出等）

⑤ 民事訴訟法第223条（文書提出命令等）

⑥ 刑事訴訟法第218条

⑦ 所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）

⑧ 地方税法第72条の63（総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権）

⑨ 国税徴収法第141条（質問及び検査）

⑩ 貸金業法第24条の６の10（報告徴収及び立入検査）

⑪ 預金保険法附則第７条（協定銀行に係る業務の特例）

⑫ 民事執行法第147条（第三債務者の陳述の催告）

⑬ 貸金業法等に基づく自主規制機関に対する情報提供

⑭ 協会員が本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合

⑮ 金融商品取引法第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

⑯ 弁護士法第23条の２に基づく弁護士会からの照会に対応する場合

⑰ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第１項に基づく保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合

⑱ 電気事業法第34条第１項に基づく災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のため、経済産業大臣の求めに応じて、一般送配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供する場合

なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

⑷ 「人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例（第１項第⑵号）

例えば、次のようなものが該当する。

① 暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合

② 顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合

③ 強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合

④ 地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族へ財産開示する場合

⑸ 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第１項第⑷号）

例えば、次のようなものが該当する。

① 税務当局の任意調査に応じる場合

② 警察の任意調査に応じる場合

③ 一般統計調査に回答する場合

㈱ 「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、例えば税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。

また、各当局からの任意による照会等の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

⑹ 「通知」の方法（第４項）

原則として、書面による通知とする。

⑺　オプトアウトに関する留意点

【オプトアウトによる第三者提供の事例】

事例）住宅地図業者（表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成・販売）やデータベース事業者（ダイレクトメール用の名簿等を作成・販売）が、あらかじめ第４項第⑴号から第⑼号までに掲げる事項を自社のホームページに常時掲載し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にし、個人情報保護委員会に必要な届出を行った上で、販売等を行う場合

要配慮個人情報をオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、保護法第27条第１項各号又は同条第５項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。また、不正取得された個人データについても、オプトアウトにより第三者に提供することはできない。オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止や、不正取得された個人データのオプトアウトによる提供の禁止については、当該個人データの全部又は一部を複製・加工したものについても適用があるため、注意を要する。

オプトアウトによる第三者提供を行う際は、必要な事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならないため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と協会員との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出る」時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

「保護法第27条第２項に基づき必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」点については、基本的には「インターネットの方法」による「公表」が望ましいが、協会員の特性、本人との近接性などにより、当該方法以外の適切な方法による公表も可能である。

「本人の求めを受け付ける方法」には、本人が求めを行う連絡先（事業者名、窓口名、郵送先住所又は送信先メールアドレス等。当該個人情報取扱事業者が外国に本拠地を置く場合においては国内代理人の氏名、連絡先等。）が含まれる。

⑻　「本人が容易に知り得る状態」について（第４項及び第５項）

「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない。

【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】

事例１）本人が閲覧することが合理的に予測される協会員のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所（例：ホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所等）に保護法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載する場合

事例２）本人が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われている場合

事例３）本人に頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っている場合

事例４）電子商取引において、商品を紹介するホームページにリンク先を継続的に表示する場合

①　オプトアウト事項の変更

次のような方法であれば、オプトアウト事項を変更する際の「本人が容易に知り得る状態」に関し、適切かつ合理的な方法と解される。

イ　変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示した書面により本人に通知すること。

ロ　本人が閲覧することが合理的に予測される協会員のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所に変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示すること。

⑼　「第三者への提供を利用目的とすること」について（第４項第⑵号）

「等」や「その他」等のあいまいな表現の記入は望ましくなく、利用目的が具体的に分かる内容とする必要がある。

【望ましい記載例】

事例１）住宅地図帳、住宅地図データベース及び住宅地図関連商品（配信サービスを含む）を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。

事例２）年齢別、資産家、健康食品購入者、同窓会、弁護士、不動産投資者及びマンションオーナーの名簿を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。

⑽　「第三者に提供される個人データの項目」について（第４項第⑶号）

オプトアウトにより第三者に提供される個人データの項目を網羅的に示す必要があり、提示されていない個人データの項目を、オプトアウトにより第三者に提供することはできないことに、注意を要する。

⑾　「第三者に提供される個人データの取得の方法」について（第４項第⑷号）

オプトアウトにより第三者に提供される個人データについて、取得元（取得源）と取得の方法を示す必要がある。

事例１）新聞・雑誌・書籍・ウェブサイトの閲覧による取得

事例２）官公庁による公開情報からの取得

⑿　「第三者への提供の方法」の具体例（第４項第⑸号）

例えば、次のようなものが該当する。

事例１）書籍（電子書籍を含む。）として出版

事例２）インターネットに掲載

事例３）プリントアウトして交付

事例４）各種通信手段による配信

事例５）その他外部記録媒体の形式での交付

⒀　「当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日」について（第４項第⑼号）

新規の届出の場合には、オプトアウトによる第三者提供を開始する予定日を記入する。変更届の場合には、変更届に基づいて第三者提供を開始する予定日を記入する。

⒁　オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合（第５項）

①　届出事項（第三者に提供される個人データの項目等）の変更があった場合

第三者に提供される個人データの項目、第三者に提供される個人データの取得の方法、第三者への提供の方法、第三者への提供を停止すべきとの本人の求めを受け付ける方法、個人データの更新の方法又は第三者への提供を開始する予定日を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

②　届出事項（氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名）の変更があった場合

第三者への提供を行う協会員の氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

③　個人データの提供をやめた場合

第16条第４項に基づく個人データの第三者提供をやめたときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

⑮　「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って、当該個人データが提供される場合」について（第７項第⑴号）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である協会員と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。

なお、協会員には、保護法第25条により、委託先に対する監督責任が課される。

例えば、次のような場合が該当する。

事例１）データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合

事例２）百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合

⑯　協会員が個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受ける場合の具体例

例えば、次のような場合が該当する。

協会員が、Ｍ＆ＡやＴＯＢに関与する場合において、売り手側企業から、協会員との間の業務委託契約に基づき当該売り手側企業の従業員・株主に係る個人データの提供を受ける場合

⑰　「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」について（第７項第⑵号）

合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。なお、事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

また、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、本号に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。

例えば、次のような場合が該当する。

事例１）合併、分社化により、新会社に個人データを提供する場合

事例２）事業譲渡により、譲渡先企業に個人データを提供する場合

⑱　「共同利用」の留意点（第７項第⑶号）

①　利用する者の利用目的

共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。

②　管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

管理責任者とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。なお、ここでいう管理責任者とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。また、管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【共同利用に該当する事例】

事例１）グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（保護法第17条第２項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

事例２）親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例３）使用者と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で取得時の利用目的の範囲内で従業者の個人データを共同利用する場合

③　共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

④　協会員が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、例えば、次のイからへまでの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

イ　共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み）

ロ　各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先

ハ　共同利用する個人データの取扱いに関する事項

・　個人データの漏えい等防止に関する事項

・　目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止

・　共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

ニ　共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置

ホ　共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

ヘ　共同利用を終了する際の手続

⑤　共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない。

⑥　協会員は、個人データを共同利用する場合において、「管理責任者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更後の内容について、「共同利用する者の利用目的」又は「当該責任を有する者」を変更しようとするときは変更する前に、変更しようとする内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

なお、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することができる。

「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則として認められないが、例えば次のような場合は、引き続き共同利用を行うことができる。

事例１）共同利用を行う個人データの項目や共同して利用する者の範囲の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合

事例２）共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、共同して利用される個人データの項目には変更がない場合

事例３）共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合（共同利用する個人データの項目等の変更がないことが前提）

⑲　「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第７項第⑶号）

上記⑹及び⑻と同様の方法

⑽　共同利用者の範囲について（第８項）

①　本人から見て、当該個人データを提供する協会員と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、当該個人データを共同して利用することが求められる。したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

②　共同利用者を個別列挙することが望ましいが、個別に列挙しない場合は、本人から見て、共同して利用する者の範囲の外延を明確にするため、例えば、「当社及び有価証券報告書等に記載されている連結対象会社及び持分法適用会社」というように記載する。

③　上記②の場合においては、ホームページに共同利用者名を記載する等により、共同利用者の範囲を分かりやすく示すことが考えられる。

⑾　「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第９項）

上記⑹及び⑻と同様の方法

（参照条文：保護法27条、通則ガイドライン３－１－５、３－６－１、３－６－２－１、３－６－３、金融分野ガイドライン４条、12条、貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ－２－２）

（外国にある第三者への提供の制限）

第17条　協会員は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得なければならない。

⑴　当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国にある場合

⑵　当該第三者が、次のいずれかの基準に適合する体制を整備している場合

イ　協会員と当該第三者との間で、当該第三者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること

ロ　当該第三者が個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること

⑶　保護法第27条第１項各号に該当する場合

２　協会員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を当該本人に提供しなければならない。なお、情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

⑴　当該外国の名称

⑵　適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

⑶　当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

３　前項の規定にかかわらず、第１項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第⑴号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第⑵号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

⑴　前項第⑴号に定める事項が特定できない旨及びその具体的な理由（提供先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）

⑵　前項第⑴号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

４　第２項の規定にかかわらず、第１項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第２項第⑶号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

５　協会員は、個人データを外国にある第三者（第１項第⑵号に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために次に掲げる必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。なお、情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

⑴　当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

⑵　当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること。

６　協会員は、前項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

⑴　当該第三者による第１項第⑵号に規定する体制の整備の方法

⑵　当該第三者が実施する相当措置の概要

⑶　前項第⑴号の規定による確認の頻度及び方法

⑷　当該外国の名称

⑸　当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

⑹　当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

⑺　前号の支障に関して前項第⑵号の規定により当該協会員が講ずる措置の概要

７　協会員は、第５項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

８　協会員は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（特則―第17条関係）

外国にある第三者提供の制限についての特則

ＥＵ又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、保護法第28条に従い、次の①から③のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。

①　当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国にある場合

②　協会員と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法（契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い）により、ＥＵ等補完的ルールを含め保護法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合

③　保護法第27条第１項各号に該当する場合

（解説）

⑴　本人の同意について

「本人の同意」とは、本人の個人データが、協会員によって外国にある第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければならない。

なお、個人データの第三者提供についての本人の同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、第２項から第４項までの規定により情報提供が求められる事項に加えて、

①　個人データの提供先の第三者

② 提供先の第三者における利用目的

③ 第三者に提供される個人データの項目

を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

本人の同意を得ようとする時点において、①に掲げる事項が特定できない場合には、①に掲げる事項に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。当該情報の例としては、「提供先の第三者の範囲や属性に関する情報」が考えられる。

また、協会員があらかじめ作成された同意書面を用いる場合には、文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、外国にある第三者への提供に関する条項が他の個人情報の取扱いに関する条項等と明確に区別され、本人に理解されることが望ましい。

⑵ クラウドサービス等の取扱い

クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため、一律に規定することはできないものと考えられるところ、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定される。

⑶ 「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」について（第１項第⑴号）

以下のいずれにも該当する国として個人情報保護委員会が定めた国がこれに該当する。

① 保護法第４章又は第５章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること

② 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること

③ 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること

④ 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること

⑤ ①から④までに定めるもののほか、当該外国を本条の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

㈱ 「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」は、ＥＵ及び英国が該当する（ここでいうＥＵとは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成31年個人情報保護委員会告示第１号）に定める国を指す（ただし、英国は含まない。）。）。

⑷ 「適切かつ合理的な方法」について（第１項第⑵号）

個々の事例ごとに判断されるべきであるが、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。例えば、次の事例が該当する。

事例１）外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合

提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等

事例２）同一の企業グループ内で個人データを移転する場合

提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等

上記の方法を採用する場合、「保護法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置」として外国提供ガイドライン等に記述する事項について、適切かつ合理的な方法に記述する方法によって担保されていなければならない。なお、協会員は、契約等に外国提供ガイドライン等に記述する全ての事項を規定しなければならないものではなく、「保護法第４章第２節の規定の趣旨」に鑑みて、実質的に適切かつ合理的な方法により、措置の実施が確保されていれば足りる。

提供元の協会員が越境プライバシールール（以下「ＣＢＰＲ」という。）の認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該協会員に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該協会員がＣＢＰＲの認証の取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。

（参照条文：保護法28条、施行規則15条から18条、通則ガイドライン１－１、３－６－４、外国提供ガイドライン２－１、３、４－１、４－２、ＥＵ等補完的ルール⑷）

（第三者提供に係る記録の作成等）

第18条 協会員は、個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、以下に定める事項に関する記録を都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第16条第１項各号又は同条第７項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあっては、第16条第１項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

⑴ 本人の同意に基づく個人データの第三者提供の場合

イ 保護法第27条第１項又は保護法第28条の本人の同意を得ている旨

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

⑵ オプトアウトによる個人データの第三者提供の場合

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

２ 前項にかかわらず、協会員が一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。

３ 第１項にかかわらず、協会員が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、契約の締結の相手方を本人とする個人データを当該協会員から第三者に提供する場合は、当該提供の際に作成した契約書その他の書面をもって個人データの流通を追跡することが可能であることから、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。

４ 協会員は、第１項各号に定める事項のうち、既に前各項に規定する方法により作成した記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、第１項の当該事項の記録を省略することができる。

５ 協会員は、前四項に基づき作成した記録を、以下の各号の規定に基づく期間、保存しなければならない。

⑴ 第３項に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して１年を経過する日までの間

⑵ 第２項に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して３年を経過する日までの間

⑶ 前二号以外の場合

３年

（解説）

⑴　本人による提供

事業者が運営するＳＮＳ等に本人が入力した内容が、自動的に個人データとして不特定多数の第三者が取得できる状態に置かれている場合は、実質的に「本人による提供」をしているものである。

したがって、協会員がＳＮＳ等を通じて本人に係る個人データを取得したときでも、ＳＮＳ等の運営事業者及び取得した協会員の双方において、確認・記録義務は適用されない。

⑵　本人に代わって提供

協会員が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該協会員は「本人に代わって」個人データの提供をしているものである。したがって、この場合の第三者提供については、提供者・受領者のいずれに対しても確認・記録義務は適用されない。

協会員が本人からの委託等に基づいて個人データを提供しているものと評価し得るか否かは、主に、委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき及び提供先の協会員その他の個人情報取扱事業者等の要素を総合的に考慮して、本人が当該提供を具体的に特定できているか否かの観点から判断することになる。

【本人に代わって個人データを提供している事例】

事例１）本人から、別の者の口座への振込依頼を受けた仕向銀行が、振込先の口座を有する被仕向銀行に対して、当該振込依頼に係る情報を提供する場合

事例２）事業者のオペレーターが、顧客から販売商品の修理依頼の連絡を受けたため、提携先の修理業者につなぐこととなり、当該顧客の同意を得た上で当該顧客に代わって、当該顧客の氏名、連絡先等を当該修理業者に伝える場合

事例３）事業者が、取引先から、製品サービス購入希望者の紹介を求められたため、顧客の中から希望者を募り、購入希望者リストを事業者に提供する場合

事例４）本人がアクセスするサイトの運営業者が、本人認証の目的で、既に当該本人を認証している他のサイトの運営業者のうち当該本人が選択した者との間で、インターネットを経由して、当該本人に係る情報を授受する場合

事例５）保険会社が事故車の修理手配をする際に、本人が選択した提携修理工場に当該本人に係る情報を提供する場合

事例６）取引先・契約者から、専門業者・弁護士等の紹介を求められ、専門業者・弁護士等のリストから紹介を行う場合

事例７）事業者が、顧客から電話で契約内容の照会を受けたため、社内の担当者の氏名、連絡先等を当該顧客に案内する場合

事例８）本人から、取引の媒介を委託された事業者が、相手先の候補となる他の事業者に、価格の妥当性等の検討に必要な範囲の情報を提供する場合

⑶　「受領者」の考え方

本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合、本人側に対する提供とみなし、受領者に対する提供には該当せず、確認・記録義務は適用されない。なお、常に家族であることをもって本人側と評価されるものではなく、個人データの性質、両者の関係等に鑑みて実質的に判断する必要がある。

また、提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合は、同じく、本人側に対する提供とみなし、確認・記録義務は適用されない。

【本人と一体と評価できる関係にある者に提供する事例】

事例）金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況等を説明する場合

【提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して提供を行う事例】

事例）振込依頼人の法人が、受取人の口座に振り込むため、個人の氏名、口座番号などの個人データを仕向銀行を通じて被仕向銀行に提供する場合

⑷　「提供」行為の考え方

不特定多数の者が取得できる公開情報は、本来であれば受領者も自ら取得できる情報であり、それをあえて提供者から受領者に提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものであることから、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されない。

例えば、ホームページ等で公表されている情報、報道機関により報道されている情報などが該当する。他方、特定の者のみアクセスできる情報、提供者の業務上取得し得た非公開の情報などについては、ここでの整理は当てはまらない。

なお、当初に、個人データを公開に供する行為については、提供者として記録を作成しなければならない（施行規則第20条第１項第１号ロ括弧書。）。

また、いわゆる公開情報であっても、「個人情報」に該当するため、保護法第４章第２節のうち、確認・記録義務以外の規定は適用されることには留意する必要がある。

⑸　代行により記録を作成する方法

提供者・受領者のいずれも記録の作成方法・保存期間は同一であることに鑑みて、提供者（又は受領者）は受領者（又は提供者）の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができる（提供者と受領者の記録事項の相違については留意する必要がある。）。なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければならない。

（参照条文：保護法29条、施行規則19条から21条まで、通則ガイドライン３－６－５、第三者提供ガイドライン２－２－１－１、２－２－１－２、２－２－１－３、４－１－２－２、４－１－３、４－２－１－１、４－２－１－２）

（第三者提供を受ける際の確認及び記録の作成等）

第19条　協会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、以下の各号に定める方法により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第16条第１項各号又は同条第７項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。また、個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供する個人関連情報を個人データとして取得していないことから、第⑵号の確認は不要である。

⑴　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法

⑵　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

２　協会員は、前項の規定による確認を行ったときは、以下に定める事項に関する記録を都度、速やかに文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

⑴　本人の同意に基づく個人データの第三者提供を受ける場合

イ　保護法第27条第１項又は保護法第28条第１項の本人の同意を得ている旨

ロ　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

ハ　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

ニ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ホ　当該個人データの項目

⑵　オプトアウトによる個人データの第三者提供を受ける場合

イ　当該個人データを受けた年月日

ロ　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

ハ　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

ニ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ホ　当該個人データの項目

ヘ　個人情報保護委員会により公表されている旨

⑶　個人関連情報取扱事業者から保護法第31条第１項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合

イ　保護法第31条第１項第１号の本人の同意が得られている旨及び外国にある協会員にあっては、同項第２号の規定による情報の提供が行われている旨

ロ　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

ハ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ　当該個人関連情報の項目

3　前項にかかわらず、協会員が一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。

4　第２項にかかわらず、協会員が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、契約の締結の相手方を本人とする個人データについて他の事業者から提供を受ける場合は、当該提供の際に作成した契約書その他の書面をもって個人データの流通を追跡することが可能であることから、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。

5　協会員は、第２項各号に定める事項のうち、既に前三項に規定する方法により作成した記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

6　協会員は、前四項に基づき作成した記録を、以下の各号の規定に基づく期間、保存しなければならない。

⑴　第４項に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して１年を経過する日までの間

⑵　第３項に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して３年を経過する日までの間

⑶　前二号以外の場合

３年

（特則―第19条関係）

１．個人データの提供を受けた場合の確認・記録義務

⑴　ＥＵ又は英国域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、保護法第30条第１項及び第３項の規定に基づき、ＥＵ又は英国域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとする。

⑵　ＥＵ又は英国域内から十分性認定に基づき移転された個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から、当該個人データの提供を受ける場合、保護法第30条第１項及び第３項に基づき、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとする。

２．利用目的の特定、利用目的による制限

第１項各号のいずれの場合においても、協会員は保護法第30条第１項及び第３項の規定に基づき確認し、記録した当該個人データを当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することとする。

（解説）

⑴　第三者の氏名等の確認方法の事例

【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】

事例１）口頭で申告を受ける方法

事例２）所定の申込書等に記載をさせた上で、当該申込書等の提出を受け入れる方法

事例３）本人確認書類の写しの送付を受け入れる方法

【その他の適切な方法に該当する事例】

事例１）登記されている事項を確認する方法（受領者が自ら登記事項証明書・登記情報提供サービスで当該第三者の名称・住所・代表者の氏名を確認する方法）

事例２）法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の提示を受けて、当該法人の名称、住所を確認する方法

事例３）当該第三者が自社のホームページなどで名称、住所、代表者の氏名を公開している場合において、その内容を確認する方法

事例４）信頼性のおける民間のデータ業者のデータベースを確認する方法

事例５）上場会社等の有価証券報告書等を確認する方法

⑵　取得経緯の確認方法の事例

【適切な方法に該当する事例】

事例１）提供者が別の者から個人データを買い取っている場合には売買契約書などを確認する方法

事例２）提供者が本人から書面等で当該個人データを直接取得している場合に当該書面等を確認する方法

事例３）提供者による取得の経緯が明示的又は黙示的に示されている、提供者と受領者間の契約書面を確認する方法

事例４）提供者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法

事例５）提供者のホームページで公表されている利用目的、規約等の中に、取得の経緯が記載されている場合において、その記載内容を確認する方法

事例６）本人による同意書面を確認する方法

⑶　受領者となる協会員は、個人情報取扱事業者から個人データの提供を受ける際には、当該個人情報取扱事業者の保護法の遵守状況（例えば、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口の公表など）についても確認することが望ましい。

⑷　保護法第30条の要件の該当性は、同条の名宛人である受領者を基準に判断する必要があるため、提供者にとって個人データに該当するが受領者にとって個人データに該当しない情報を受領した場合は、同条の確認・記録義務は適用されない。

したがって、例えば、協会員の営業担当者が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺１枚を取り出してそのコピーを他の協会員の営業担当者に渡す場合、受領した側の協会員は確認・記録義務を負わない。

（参照条文：保護法30条、施行規則22条から25条まで、通則ガイドライン３－６－６、第三者提供ガイドライン３－１－１、３－１－２、ＥＵ等補完的ルール(3)）

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第20条　個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第16条第１項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、同各号に定める方法により確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

⑴　当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法

⑵　外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、イからハに掲げる事項が当該本人に提供されていること。

イ　当該外国の名称

ロ　適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

ハ　当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

本号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

⑶　前二号に定める方法にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二号に定める方法による確認（当該確認について第５項に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る前二号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

２　前項第⑵号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

３　第１項第⑵号の規定は、次の各号のいずれかの場合には適用されない。

⑴　当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国にある場合

⑵　当該第三者が、次のいずれかの基準に適合する体制を整備している場合

イ　協会員との間で、当該第三者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること

ロ　個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

４　個人関連情報取扱事業者は、個人関連情報を外国にある第三者（第３項第⑵号に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

⑴　当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

⑵　当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人関連情報の当該第三者への提供を停止すること。

５　個人関連情報取扱事業者は、第１項の規定による確認を行ったときは、次の各号に定めるところにより、次項で定める事項に関する記録を作成しなければならない。なお、「第三者」のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、又は地方独立行政法人に個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない。

⑴　記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

⑵　記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

⑶　前号の規定にかかわらず、第１項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次項で定める事項が記載されているときは、当該書面をもってこの項の当該事項に関する記録に代えることができる。

６　前項の「次項で定める事項」は、次に掲げる事項とする。

⑴　第１項第⑴号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第⑵号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

⑵　個人関連情報を提供した年月日（前項第⑵号ただし書の規定により、前項の記録を一括して作成する場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日）

⑶　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

⑷　当該個人関連情報の項目

７　前項各号に定める事項のうち、既に第５項各号に規定する方法により作成した第５項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

８　個人関連情報取扱事業者は、第５項の記録を、当該記録を作成した日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、保存しなければならない。

⑴　第５項第⑶号に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して１年を経過する日までの間

⑵　第５項第⑵号ただし書に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して３年を経過する日までの間

⑶　前二号以外の場合

３年

９　協会員は、第１項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合（保護法第27条第１項各号に掲げる場合を除く。）は、第19条第１項及び第２項の確認・記録義務の適用を受ける。

（解説）

⑴　提供先の第三者による同意の取得について

協会員は、第１項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、同項第⑴号の本人の同意を得る（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、

①　対象となる個人関連情報の項目

②　個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的

を本人に認識させた上で同意を得るように努める。

⑵　提供先の第三者による適正取得

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない。

【提供先の個人情報取扱事業者が偽りその他不正の手段により個人関連情報を個人データとして取得している事例】

事例１）提供先の個人情報取扱事業者が、提供元の個人関連情報取扱事業者に個人データとして利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合

事例２）提供先の個人情報取扱事業者が、本人同意を取得していないにもかかわらず、同意取得していると提供元の個人関連情報取扱事業者に虚偽の申告をして、個人関連情報を個人データとして取得した場合

事例３）提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行することを念頭に、実際には提供元の個人関連情報取扱事業者が適切に同意取得していない場合において、提供先の個人情報取扱事業者がこれを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人関連情報を個人データとして取得した場合

⑶　記録事項の省略

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、第６項に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

令和２年改正保護法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を施行規則第24条第２項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。

（参照条文：通則ガイドライン３－７、金融分野ガイドライン14条）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第21条　協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下同じ。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第⑵号の内容として、その旨を記載しなければならない。

⑴　協会員の名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

⑵　すべての保有個人データの利用目的（ただし、第10条第４項第⑴号から第⑶号に該当する場合を除く。）

⑶　次項、次条第１項若しくは第３項、第23条第１項又は第24条第１項の規定による求めに応じる手続（第27条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

⑷　保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

⑸　保有個人データの取扱いに関する自社における苦情の申出先

⑹　認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の解決の申出先

２　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

⑴　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

⑵　第10条第４項第⑴号から第⑶号に該当する場合

３　協会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

（解説）

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の具体例（第１項）

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、普段から問合せ対応が多い協会員において、ホームページへ継続的に掲載する方法は、「本人が容易に知り得る状態」及び「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の両者の趣旨に合致する方法である。

【本人の知り得る状態に該当する事例】

事例１）問合せ窓口を設け、問合せがあれば、口頭又は文書で回答できるよう体制を構築しておく場合

事例２）店舗にパンフレットを備え置く場合

事例３）電子商取引において、商品を紹介するホームページに問合せ先のメールアドレスを表示する場合

協会員は、保護法第32条に従い、保有個人データに関する事項を本人の知り得る状態に置く際には、販売方法等の事業の態様に応じて、例えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。

①　店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備付け

②　パンフレット・リーフレットの継続的な配布

③　ホームページへの継続的な掲載（第29条に定める「個人情報保護宣言」と一体として掲載する方法（保有個人データに関する事項が示された画面に１回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。）もある。）

④　本人の求めに応じた書面の交付、郵送、ＦＡＸ等による送付

⑤　本人の求めに応じた口頭、電話、電子メールでの回答

（参照条文：保護法32条、施行令10条、通則ガイドライン３－８－１、金融分野ガイドライン15条）

（開示）

第22条　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該協会員の定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

⑴　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑶　他の法令に違反することとなる場合

２　協会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。

３　協会員は、本人から、当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該協会員の定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該第三者提供記録を開示しなければならない。なお、第三者提供記録には、次の各号に掲げるもの、及び保護法第29条第１項又は同法第30条第３項の規定が適用されない場合において任意に作成された記録は、含まれない。

⑴　当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

⑵　当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

⑶　当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

⑷　当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

4　第三者提供記録を開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る第三者提供記録が存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。

⑴　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑶　他の法令に違反することとなる場合

（解説）

⑴　開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、協会員が提示した方法に対して異議を述べなかった場合は、協会員が提示した方法で開示することができる。

⑵　本人が請求する方法による開示が困難な場合に、直ちに書面の交付による開示を行うのではなく、協会員が対応できる方法への変更を求めることが望ましい。また、開示の請求に際して提出すべき書面の様式において、協会員が対応できる方法や媒体等をあらかじめ示しておくといった対応も考えられる。

⑶　電磁的記録の提供による方法について（第１項）

協会員がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができるが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。

【電磁的記録の提供による方法の事例】

事例１）電磁的記録をＣＤ－ＲＯＭ等の媒体に保存して、当該媒体を郵送する方法

事例２）電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法

事例３）会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法

【その他当該協会員の定める方法の事例】

事例１）協会員が指定した場所における音声データの視聴

事例２）協会員が指定した場所における文書の閲覧

【当該方法による開示が困難である場合の事例】

事例１）本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、協会員が当該開示請求に応じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合

事例２）本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、書面で個人情報や帳簿等の管理を行っている小規模事業者が、電磁的記録の提供に対応することが困難な場合

⑷　「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」に該当する例（第１項第⑴号）

例えば、医療機関等において、病名等を患者に開示することにより、患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

⑸　「協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例（第１項第⑵号）

例えば、次のような場合が該当する。

①　与信審査内容等、協会員が付加した情報の開示請求を受けた場合

②　保有個人データを開示することにより評価・試験等の適正な実施が妨げられる場合

③　企業秘密の保護の必要性が、本人が協会員における保有個人データの取扱い等を把握する必要性を上回る特別の事情がある場合

④　同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑤　電磁的記録の提供にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて書面で請求することにより、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑹　「協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しない例（第１項第⑵号）

「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、協会員の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定される。

例えば、単に開示すべき保有個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない。

⑺　「他の法令に違反することとなる場合」に該当する例（第１項第⑶号）

例えば、犯罪収益移転防止法第８条第１項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが、同条第３項の規定に違反する場合、刑法第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第４条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

⑻　第三者提供記録の開示方法（第３項）

第３項の請求を受けて協会員が第三者提供記録を本人に開示するに当たっては、保護法において記録事項とされている事項を本人が求める方法により開示すれば足り、それ以外の事項を開示する必要はない。例えば、契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合には、当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すれば足り、契約書そのものを開示する必要はない。

⑼　第三者提供記録の不開示事由としての「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」に該当する例（第４項第⑴号）

例えば次のような場合が該当する。

事例１）第三者提供記録に個人データの項目として本人が難病であることを示す内容が記載されている場合において、当該第三者提供記録を開示することにより、患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

事例２）企業の与信判断等に用いられる企業情報の一部として代表者の氏名等が提供され、第三者提供記録が作成された場合において、当該第三者提供記録を開示することにより、提供を受けた第三者が与信判断、出資の検討、提携先・取引先の選定等を行っていることを含む秘密情報が漏えいするおそれがある場合

⑽　第三者提供記録の不開示事由としての「協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例（第４項第⑵号）

例えば次のような場合が該当する。

事例）同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報とされている場合であっても、記録事項そのものを開示することについては、直ちにこれに該当するものではなく、個別具体的に判断する必要がある。

⑾　第三者提供記録の不開示事由としての「他の法令に違反することとなる場合」に該当する例（第４項第⑶号）

例えば次のような場合が該当する。

事例）刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示罪）に違反することとなる場合

（参照条文：保護法33条、施行令11条、施行規則30条、通則ガイドライン３－８－２、３－８－３、金融分野ガイドライン16条）

（訂正等）

第23条　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

２　協会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知しなければならない。

（解説）

⑴　「訂正等」について

①　訂正等は、利用目的の達成に必要な範囲で行うものであり、必要以上の訂正等を義務付けるものではない。利用目的からみて訂正等が必要ではない場合、保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。

②　訂正等は、保護法に基づくものであり、顧客等からの氏名・住所変更等の届出にまで適用されるものではない。

⑵　「削除」について

不要な情報を除くことをいう。

（参照条文：保護法34条、通則ガイドライン３－８－４）

（利用停止等及び第三者提供の停止）

第24条　協会員は、次の各号のいずれかに該当する場合については、保有個人データの利用の停止若しくは消去（以下「利用停止等」という。）又は第三者提供の停止を行わなければならない。

⑴　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第６条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている若しくは第７条の規定に違反して不適正な利用が行われている、又は第９条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。

⑵　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第16条第１項又は第17条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、第三者提供の停止を行わなければならない。

⑶　協会員は、次に掲げるいずれかに該当するという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。この場合には、協会員は、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等又は第三者提供の停止を行う。

イ　当該協会員が利用する必要がなくなった場合

ロ　当該本人が識別される保有個人データに係る第15条第１項本文に規定する事態が生じた場合

ハ　当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

２　前項各号のいずれかに該当する場合であっても、利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難である場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずるときは、利用停止等又は第三者提供の停止を行わないことができる。

３　協会員は、第１項の規定に基づき利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は、第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

なお、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、自主的に利用停止等又は第三者提供の停止に応じる等、本人からの求めにより一層対応していくことが望ましい。

（解説）

⑴　「消去」について

保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

⑵　第１項第⑴号の請求について、保護法違反である旨の指摘が正しくない場合は、利用停止等を行う必要はない。

⑶　第１項第⑵号の請求について、保護法違反である旨の指摘が正しくない場合は、第三者提供を停止する必要はない。

⑷　「当該協会員が利用する必要がなくなった」について（第１項第⑶号イ）

第11条と同様に、当該保有個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいう。

⑸　利用する必要がなくなったとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められる事例（第１項第⑶号イ）

事例１）ダイレクトメールを送付するために協会員が保有していた情報について、当該協会員がダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合

事例２）電話勧誘のために協会員が保有していた情報について、当該協会員が電話勧誘を停止した後、本人が消去を請求した場合

事例３）キャンペーンの懸賞品送付のために協会員が保有していた当該キャンペーンの応募者の情報について、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した後に、本人が利用停止等を請求した場合

事例４）採用応募者のうち、採用に至らなかった応募者の情報について、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後に、本人が利用停止等を請求した場合

⑹　第１項第⑶号イについて、請求の対象となっている保有個人データにつき、複数の利用目的がある場合、全ての利用目的との関係で「利用する必要がなくなった」かどうかを判断する必要がある。

⑺　本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例（第１項第⑶号ハ）

事例１）ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、協会員がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例２）電話勧誘を受けた本人が、電話勧誘の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、協会員が本人に対する電話勧誘を繰り返し行っていることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例３）協会員が、安全管理措置を十分に講じておらず、本人を識別する保有個人データが漏えい等するおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例４）協会員が、第16条第１項に違反して第三者提供を行っており、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例５）協会員が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

⑻　本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例（第１項第⑶号ハ）

事例１）過去に利用規約に違反したことを理由としてサービスの強制退会処分を受けた者が、再度当該サービスを利用するため、当該サービスを提供する協会員に対して強制退会処分を受けたことを含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合

事例２）過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している協会員に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合

⑼　第１項第⑶号ハについて、「正当」かどうかは、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まるものであり、個人情報取扱事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要がある。本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮することになる。

①　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情

②　法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情

③　契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情

④　違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情

⑤　法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情

⑽　本人からの請求に対し、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度での対応として考えられる事例（第１項第⑶号後段）

事例１）本人から保有個人データの全てについて、利用停止等が請求された場合に、一部の保有個人データの利用停止等によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、一部の保有個人データに限定して対応を行う場合

事例２）第16条第１項に違反して第三者提供が行われているとして保有個人データの消去を請求された場合に、利用停止又は第三者提供の停止による対応によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、利用停止又は第三者提供の停止による対応を行う場合

⑾　「困難な場合」について（第２項）

利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、協会員が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても該当し得る。

⑿　「代替措置」について（第２項）

事案に応じて様々であるが、生じている本人の権利利益の侵害のおそれに対応するものであり、本人の権利利益の保護に資するものである必要がある。

⒀　本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例（第２項）

事例１）個人情報保護委員会への報告の対象となる重大な漏えい等が発生した場合において、当該本人との契約が存続しているため、利用停止等が困難であるとして、以後漏えい等の事態が生じることがないよう、必要かつ適切な再発防止策を講じる場合

事例２）他の法令の規定により保存が義務付けられている保有個人データを遅滞なく消去する代わりに、当該法令の規定による保存期間の終了後に消去することを約束する場合

（参照条文：保護法35条、通則ガイドライン３－８－５）

（理由の説明）

第25条　協会員は、第21条第３項、第22条第２項若しくは第４項、第23条第２項又は前条第３項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すよう努めなければならない。

（参照条文：保護法36条、通則ガイドライン３－８－６、金融分野ガイドライン17条）

（開示等の請求等に応じる手続）

第26条　協会員は、第21条第２項、第22条第１項若しくは第３項、第23条第１項又は第24条第１項の規定による開示等の請求等に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第29条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載を行うこと（保有個人データに関する事項が示された画面に１回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。）、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこと等により本人の知り得る状態に置くこととする。

⑴　開示等の請求等の申出先

⑵　開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の請求等の受付方法

⑶　開示等の請求等をする者の本人確認方法

⑷　次条の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）

⑸　開示等の請求等の対象となる保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項

⑹　開示等の請求等に対する回答方法等

２　協会員は、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本項において同じ。）が開示等の請求等を行う場合の手続きとして、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の請求等に対して、本人に直接開示等することは妨げられない。

⑴　代理人の本人確認方法

⑵　代理人の代理権を確認する方法

３　協会員は、前二項の規定に基づき開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

４　協会員は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（住所、ＩＤ、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。ただし、本人に対し、開示を請求する保有個人データ又は第三者提供記録の範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、協会員に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもない。なお、特定に必要な事項の提示を求める際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。

（解説）

⑴　「開示等の請求等」

保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止、又は第三者提供記録の開示の請求をいう。

⑵　「開示等の請求等の申出先」の具体例（第１項第⑴号）

例えば、支店・営業所や事務センター等の部署名・住所・電話番号・電子メールアドレス等

⑶　「開示等の請求等に際して提出すべき書面」（第１項第⑵号）

協会員は、本人が開示等の請求等に際し提出すべき書面を定めておくことが望ましい。

①　本人の場合

例えば、「保有個人データ」開示申請書、変更等申請書、利用停止等申請書及び本人確認書類

②　代理人の場合

例えば、上記①の書面に加え、協会員所定の委任状及び代理人の本人確認書類

⑷　「その他の開示等の請求等の受付方法」の具体例（第１項第⑵号）

例えば、来店、郵送、電子的手段等の複数の手段が考えられる。

㈱　開示等の請求等の方法を来店のみに限るのは、「本人に過重な負担を課する」（第３項）可能性もあるので、代替手段を用意することが望ましい。

⑸　「本人確認方法」の具体例（第１項第⑶号）

犯罪収益移転防止法の規定に基づく確認手続き又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。なお、確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために協会員が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。なお、代理人による来所や送付等の場合にあっては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。

事例１）来所の場合：運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例２）オンラインの場合：あらかじめ本人が協会員に対して登録済みのＩＤとパスワード、公的個人認証による電子署名

事例３）電和の場合：あらかじめ本人が協会員に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック

事例４）送付（郵送、ＦＡＸ等）の場合：運転免許証や健康保険の資格確認書等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付

⑹　「保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項」の具体例（第１項第⑸号）

例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、取引店名、口座番号等が考えられる。

⑺　「開示等の請求等に応じる回答方法等」の具体例（第１項第⑹号）

例えば、次のような方法がある。

①　郵送、電話、電子メール等の手段

②　開示の対象となる情報によっては、回答はその場でなく後刻となること

⑻　「代理人の本人確認方法」の具体例（第２項第⑴号）

上記⑸と同様の確認手続きを定めるものとする。

⑼　「代理人の代理権を確認する方法」の具体例（第２項第⑵号）

例えば、以下のことに注意して確認する。

①　協会員所定の委任状以外は認めない。

②　委任状等の提出があった場合でも代理権の存在を疑わせる特段の事情が認められるときは、電話等で本人からの代理権授与の意思確認をとることができるまで不開示とする。

③　協会員所定の方法による代理権の確認ができない場合は、不開示とする。

（参照条文：保護法37条、施行令12条、13条、通則ガイドライン３－８－７、金融分野ガイドライン18条）

（手数料）

第27条　協会員は、第21条第２項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第22条第１項若しくは第３項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。なお、当該手数料の額を定めた場合には、前条第１項に基づき、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない。

２　協会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（参照条文：保護法38条、通則ガイドライン３－８－８）

（協会員における苦情の処理）

第28条　協会員は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

２　協会員は、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置及び苦情処理の手順を定めるほか、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修等必要な体制の整備に努めなければならない。

（解説）

「体制の整備」（第２項）

消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要である。

（参照条文：保護法40条、通則ガイドライン３－９、金融分野ガイドライン19条）

（個人情報保護宣言の策定）

第29条　協会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、協会員の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表するものとする。

２　個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。

⑴　関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組方針の宣言

⑵　保護法第21条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明

⑶　保護法第32条における開示等の手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明

⑷　個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口

３　個人情報保護宣言には、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むよう努めるものとする。

⑴　保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。

⑵　委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。

⑶　協会員がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、協会員が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。

⑷　個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記すること。

４　個人情報保護宣言は、本人がこれを適切に理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるような表示等により構成するのが望ましく、そのための工夫として次に掲げる例が考えられる。

⑴　階層構造（要点を複数の項目にまとめ各項目を選択すると詳細な内容が見られる構造をいう。）による表示

⑵　アイコン、イラスト、動画等の視覚的ツールの活用

⑶　ポップアップによる同意取得

（解説）

○　公表方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

①　事務所の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け

②　パンフレットへの記載・配布

③　インターネットのホームページへの掲載

（参照条文：保護法21条、32条、基本方針、金融分野ガイドライン20条）

（仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い）

第30条　協会員による仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いについては、仮名加工情報及び匿名加工情報に関連する法令等を遵守しなければならない。

（本協会への報告）

第31条　本協会は、協会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。

２　本協会は、協会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を行うものとする。

３　協会員は、本指針を遵守するとともに、本協会が行う必要な指導及び勧告その他の措置に従わなければならない。

附　則

この指針は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第２条（解説）第４号⑶の①

第３条（解説）⑴の⑦

第４条（解説）⑷

第６条（解説）⑶の④、⑷の①

第７条（解説）⑵の②、⑶の②及び③、⑷

第９条（解説）⑹、⑺の①

第14条（解説）⑵の④、⑶の①

第16条（解説）⑷

第20条（解説）⑷

を改正する。

附　則

この改正は、平成22年３月31日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条１項、（解説）⑷

第２条１項、２項、４項、５項、６項（解説）１、２、３の⑴の②４の⑶⑷、７項

第３条２項、３項、４項（解説）⑴、５項

第４条２項、３項（解説）⑵の③

第５条（解説）⑵

第６条１項、２項、３項⑵、（解説）⑵、⑶の②⑯⑰、⑷の①、⑸

第７条⑸、⑹、⑺、⑼、（解説）⑴

第９条２項、４項⑴、（解説）⑹、⑺、⑻、⑼の③④

第11条１項、３項⑶

第13条１項、２項⑵

第14条１項⑵、（解説）⑵の②⑮⑯⑰、⑶の①、⑷、⑹、⑻、⑽

第15条１項

第16条２項、（解説）⑵の①②③

第19条

第20条（解説）⑻

第22条１項

第24条３項

を改正する。

附　則

この改正は、平成29年５月30日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条、（解説）⑷

第２条１項、２項、３項、４項、５項、６項、７項、８項、９項、10項、11項、12項、13項、14項（解説）１、２、３、４、５、６、７、８

第３条１項、３項、５項（解説）⑵、⑶、⑷

第４条１項、２項、３項（解説）⑵

第５条、（解説）

第６条１項、２項（解説）⑴、⑶、⑷、⑸

第７条１項、２項、３項、４項（解説）⑵、⑶、⑷、⑸

第８条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第９条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼

第10条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第11条１項

第12条（解説）

第13条２項（解説）

第14条１項、２項、３項、４項、５項、６項、７項、８項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼、⑽、⑾、⑿、⒀、⒁、⒂

第15条、（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第16条１項、２項、３項、４項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸

第17条１項、２項、３項、４項、５項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第18条１項、２項、３項（解説）⑴、⑵

第19条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸

第20条１項、２項（解説）⑴、⑵

第21条１項、２項、３項（解説）⑴、⑵、⑶

第22条、（解説）

第23条１項、２項、３項、４項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼

第24条１項、２項
第25条１項、２項（解説）
第26条１項、２項、３項（解説）⑵、⑶、⑷、⑸
第27条１項、２項、３項（解説）
第28条
第29条３項
　を改正する。
　附　則
この改正は、平成31年４月１日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第１条、（解説）
第２条（特則―第２条関係）（解説）
第６条（解説）⑶
第11条３項
第14条６項、（解説）⑵、⑼、⑽
第15条（特則―第15条関係）（解説）⑶、⑷
第17条（特則―第17条関係）（解説）
第18条（解説）
第19条（解説）⑷
第23条４項
　を改正する。
　附　則
この改正は、令和２年11月２日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第１条、（解説）
第２条（特則―第２条関係）、（解説）
第６条（解説）⑶
第９条（解説）⑶、⑼
第14条１項、８項、（解説）⑴～⑱
第15条（特則―第15条関係）、（解説）⑶
第16条（解説）
第17条（特則―第17条関係）、（解説）
　を改正する。
　附　則
この改正は、令和４年５月20日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第１条
第２条、（解説）
第３条（解説）
第５条、（解説）
第６条、（解説）
第７条、（解説）
第８条、（解説）
第９条、（解説）
第10条、（解説）
第11条、（解説）
第12条、（解説）
第13条、（解説）
第14条、（解説）
第15条、（解説）
第16条、（解説）
第17条、（解説）
第18条、（解説）
第19条、（解説）
第20条、（解説）
第21条、（解説）
第22条、（解説）
第23条、（解説）
第24条、（解説）
第25条
第26条、（解説）
第27条、（解説）
第28条、（解説）
第29条、（解説）
第30条
第31条
　を改正する。
　附　則
この改正は、令和４年７月20日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第２条
第６条３項
　を改正する。
　附　則
この改正は、令和５年７月20日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第15条１項、４項
第26条（解説）
　を改正する。
　附　則
この改正は、令和６年７月１日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第12条１項、（解説）
第13条２項
第14条２項
第15条１項、２項、（解説）
　を改正する。
　附　則
この改正は、令和７年３月10日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第17条、第26条
　を改正する。

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年３月11日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年４月22日　　財務大臣　加藤　勝信

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　クラシック　ナチュラル　ダブルコロナ	190㎜　１本	ドミニカ共和国	1,600円	3,050円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　クラシック　ナチュラル　ロブスト	140㎜　１本	ドミニカ共和国	1,350円	2,550円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　フエゴ・ベルデ　ロブスト	140㎜　１本	ドミニカ共和国	1,600円	2,800円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　KBキル・ビル	108㎜　１本	ホンジュラス	1,400円	1,700円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　KBキル・ビルⅡ	152㎜　１本	ホンジュラス	1,600円	2,000円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　ファミリーシリーズ　マイアミ　ベイブ	133㎜　１本	アメリカ合衆国	2,800円	4,800円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　ファミリーシリーズ　マイアミ　アリソン	152㎜　１本	アメリカ合衆国	3,150円	5,200円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　ファミリーシリーズマイアミ　パシャ	178㎜　１本	アメリカ合衆国	3,350円	5,400円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　ファミリーシリーズ　マイアミ　パシャ　コフィン	178㎜　１本	アメリカ合衆国	3,550円	5,800円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　MRサム　コロナ	140㎜　１本	アメリカ合衆国	1,900円	3,600円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　MRサム　ロブスト	121㎜　１本	アメリカ合衆国	2,350円	4,400円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　MRサム　ランセロ	178㎜　１本	アメリカ合衆国	2,150円	4,300円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　MRサム　トロ	152㎜　１本	アメリカ合衆国	2,500円	4,700円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　コレクション　2016　ゴールゥディ　ダリア	170㎜　１本	アメリカ合衆国	3,350円	6,600円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ　コレクション　2019　ゴールゥディ　チャーチル	178㎜　１本	アメリカ合衆国	4,200円	6,800円	7. 4. 1

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年３月13日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年４月22日　　財務大臣　加藤　勝信

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
かぎたばこ	ヴィカ　スヴェンソン　ブラック	13.0ｇ　缶	スウェーデン	700円
かぎたばこ	ヴィカ　スヴェンソン　フローズンミント	8.0ｇ　缶	スウェーデン	500円
かぎたばこ	ヴィカ　スヴェンソン　ブルーベリーアイス	6.0ｇ　缶	スウェーデン	500円
パイプたばこ	オールドホルボーン・オリジナル　25ｇ	25.0ｇ　パウチ	ポーランド	800円
パイプたばこ	オールドホルボーン・イエロー　25ｇ	25.0ｇ　パウチ	ポーランド	800円

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年３月18日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年４月22日　　財務大臣　加藤　勝信

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
パイプたばこ	DOZAJ ACAI	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ ALMOND	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ AND THE UGLY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ ANGEL KISS	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BANANA	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BANANA MILKSHAKE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BASIL	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BELGIUM WAFFLE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BERGAMOT TEA	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BISCUIT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BLACK CURRANT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BLACK TEA	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BLACKBERRY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BLUE SKY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BLUEBERRY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BLUEBERRY LIME LYCHEE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BROWN SUGAR	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BROWNIE CHERRY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ BUTTER	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ CACTUS	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ CAPPUCCINO	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ CARAMEL	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ CARDAMON	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ CASABLANCA	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ CHERRY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ CHOCOLATE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ CINNAMON	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ COCONUT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ COTTON CANDY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ CUBA DREAM	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ CUCUMBER	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ DEAD SEA	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ DRAGON FRUIT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10

パイプたばこ	DOZAJ ETERNAL	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ FIG	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ FURY WINTER	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ GINGER COCONUT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ GRAPE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ GRAPEFRUIT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ GREEN MIX	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ GREEN TEA	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ GUAVA	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ GUM	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ GUM MASTIC	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ HAZELNUT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ HONEY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ ICE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ ICE CREAM LEMON	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ JASMINE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ KASHMIR	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ KILLER QUEEN	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ KIWI	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ KRUVASAN MARMALADE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ LEMON	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ LIME	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ LINDEN TEA	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ LOVELY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ LYCHEE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ MACARON PINK	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ MAGIC SMOKE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ MANGO	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ MARACUJA	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ MARSHALL	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ MELON	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ MILK	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ MINT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ NES QUICKLY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ ORANGE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ PANCAKE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ PASSION FRUIT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ PEACH	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10
パイプたばこ	DOZAJ PEANUT BUTTER	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4. 10

パイプたばこ	DOZAJ PEAR	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ PINEAPPLE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ PINK LEMONADE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ PISTACHIO	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ PLUM	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ POMEGRANATE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ POMEGRANDE YOGURT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ POPCORN	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ PROBIS	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ PUMPKIN CAKE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ PUMPKIN SPICE LATTE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ QUIENCE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ SESAME	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ SMOKE PASSION	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ STRAWBERRY	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ STRAWBERRY YOGURT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ SWEET NIGHT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ TANGERINE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ THE BAD	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ THE GOOD	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ TWIST	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ TWO APPLE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ VANILLA	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ WAFFLE CARAMEL	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ WATERMELON	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ YELLOW STORM	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ YOGURT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DOZAJ YUZU	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI BISCUIT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI CARDAMOM	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI CREAM BERRY MARMALADE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI DARK MINT	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10

パイプたばこ	DANI DJ	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI DOLCE DE LECHE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI GOLD GUM MASTIC	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI GREEN APPLE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI ICE CREAM CHOCOLATE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI ISTANBUL	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI KIWI	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI LEMON TREE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI NECTARINE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI ORANGE	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI PISTACHIO	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	DANI POSEIDON	50.0ｇ パック	トルコ	1,650円	1,750円	7. 4.10
パイプたばこ	レッドフィールド・ナチュラル	20.0ｇ パウチ	ベルギー	530円	560円	7. 5. 1
パイプたばこ	レッドフィールド・バージニア	20.0ｇ パウチ	ベルギー	530円	560円	7. 5. 1
パイプたばこ	レッドフィールド・アークティックメンソール	20.0ｇ パウチ	ベルギー	530円	560円	7. 5. 1
パイプたばこ	レッドフィールド・メープル	20.0ｇ パウチ	ベルギー	530円	560円	7. 5. 1
パイプたばこ	レッドフィールド・プラム	20.0ｇ パウチ	ベルギー	530円	560円	7. 5. 1
パイプたばこ	レッドフィールド・バニラキャラメル	20.0ｇ パウチ	ベルギー	530円	560円	7. 5. 1
パイプたばこ	レッドフィールド・ハニー	20.0ｇ パウチ	ベルギー	530円	560円	7. 5. 1

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

北海道函館市陣川一丁目一四番二号

フロンティアＴＳＫ株式会社

代表清算人　蠣崎　千鶴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

札幌市西区発寒十四条十四丁目一番一〇号

ウエノ機材株式会社

代表清算人　石橋　聖子

解散公告

当社は、令和七年四月二十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

岩手県一関市磐井町三番四号

旭電通工業株式会社

代表清算人　平山　富清

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

仙台市青葉区下愛子字青木五八番地

有限会社佐藤製夫材木店

清算人　佐藤　昇

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

仙台市青葉区一番町一丁目一五番一〇―五〇一号

有限会社エムズコマース

清算人　光永あや子

解散公告

当社は、令和六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

仙台市青葉区花京院二丁目二番二九―一〇〇二号　ピュアカンパニーエース株式会社

代表清算人　佐々木明美

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

仙台市太白区鈎取一丁目七番一一号フレグランス鈎取Ｂ棟一〇一

株式会社岩崎石材工業

代表清算人　岩崎　岩雄

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

茨城県常総市本石下八七番地

有限会社ミジョウ

清算人　宮島利伊子

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

茨城県つくば市大角豆一四六七番地

特定非営利活動法人きずな子どもクラブ

清算人　横田　洋子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

茨城県つくば市大角豆三三八番地一

アーネストビジネスパートナーズ株式会社

代表清算人　尾渡　一夫

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

群馬県伊勢崎市境下武士六四六番地三

有限会社内田工務店

清算人　内田　義正

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

埼玉県戸田市中町二丁目一六番二八号

有限会社光美堂

清算人　麦島　浩一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

千葉県千葉市稲毛区稲毛東二丁目一六番三七号

有限会社サクマ電気

代表清算人　佐久間明子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

千葉県市川市八幡一丁目三番二二号

有限会社川上

清算人　大久保美穂子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都新宿区西早稲田二丁目三番一号

有限会社早稲田サービス

清算人　伊藤　京子

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都新宿区高田馬場二丁目九番一号天野ビル

合同会社ＭＡＺＥ

代表清算人　有井　友昭

解散公告

当社は、令和七年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都墨田区太平一丁目二二番二号

有限会社ナカムラ

清算人　中村　幸広

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都港区北青山二丁目七番二〇号猪瀬ビル二Ｆ

株式会社ｓｕｂケッサイ

代表清算人　金谷　裕基

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都中央区銀座六丁目一三番一六号銀座Ｗａｌビル５ＵＣＦ五階

株式会社ビンテージレガシーグループ

代表清算人　井澤　けい

解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都世田谷区奥沢六丁目三一番一三号

有限会社エムアンドエム

清算人　井村　基子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都世田谷区上馬五丁目二二番五号

有限会社渋谷セフテイ

清算人　周藤　泰行

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都目黒区上目黒三丁目一〇番三号―二〇四　ウィサーブジャパン株式会社

代表清算人　大家　万明

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都江戸川区平井三丁目二四番二五号

有限会社ケー・ディ・エス

清算人　影山　英夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都足立区小台一―二二―二―一〇二四室

株式会社小丸子

代表清算人　嬌　雷

解散公告

当社は、令和七年四月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都港区六本木六丁目二番三一号六本木ヒルズノースタワー一七階

株式会社大谷事務所

代表清算人　大谷　寛

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都足立区西竹の塚一丁目一一番二号六〇一号

株式会社エース・ティ・コンサルティング

代表清算人　龍田　久子

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

一般社団法人ＨＤＧ３２

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都調布市若葉町三丁目二番地一一〇

有限会社イクエーション

清算人　浅井　芳明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都新宿区左門町三番地一左門イレブンビル三階

東京ケータリングストア株式会社

代表清算人　加中　慎二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都新宿区左門町三番地一左門イレブンビル三階

東京ケータリングリゾート株式会社

代表清算人　加中　慎二

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都新宿区西新宿六丁目二〇番七号コンシェリア西新宿タワーズウエスト一二一三

株式会社ＭＩＹＡ

代表清算人　ヨウウセイ

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

株式会社プライベートポート

代表清算人　宮川　拓

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

神奈川県相模原市南区相模台四丁目六番一号

合同会社アール

清算人　對木　博一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

横浜市中区太田町一丁目一八番三号

株式会社マネージドケア・ジャパン

代表清算人　阿部　雄二

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

横浜市港南区上大岡西二丁目一三番一五号

有限会社なかごめ

清算人　阿部　典子

解散公告

当法人は、令和七年三月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

横浜市港北区日吉一丁目二一番四号メロスコート一〇一

特定非営利活動法人エコエネルギーによる地域交通システム推進協会

清算人　竹内　佑一

解散公告

当社は、令和七年三月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

横浜市神奈川区三枚町一〇八番地の七ライオンズマンション片倉町第三・五〇二号

有限会社ディアックス

清算人　山田三津子

解散公告

当社は、令和七年三月二十八日開催の臨時株主総会の決議により令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

神奈川県小田原市本町二丁目九番二五号

さがみエステートエージェンシー株式会社

代表清算人　佐々木幹男

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議より解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

富山県高岡市下黒田八四五番地の九

有限会社万葉物産

清算人　室谷　博久

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の臨時株主総会の決議により同年同月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

石川県河北郡内灘町鶴ケ丘三丁目一三八番地八号

有限会社イイダ

清算人　飯田　幸子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

石川県河北郡津幡町字牛首ヘ八七番地

有限会社源田建設

代表清算人　源田　嘉一

解散公告

当法人は、令和七年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

山梨県南都留郡道志村六八八九番地

特定非営利活動法人災害支援チームＤＡＴ　ＪＡＰＡＮ

清算人　河野　七海

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

山梨県富士吉田市上吉田五丁目五番四号

株式会社堀内リネン

代表清算人　小林　幹生

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

長野県佐久市長土呂一番地一

株式会社フレッシュミート佐久平

代表清算人　三戸　信昭

解散公告

当社は、令和七年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

長野県須坂市大字須坂一二六四番地

有限会社柳本電気設備

清算人　柳本　茂幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二四番五号第二森ビル四〇一　合同会社エイプリル

清算人　内田　雅史

解散公告

当組合は、令和七年三月七日開催の総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

愛知県春日井市松本町一二〇〇番地

石狩超電導・直流送電システム技術研究組合

代表清算人　本島　修

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

名古屋市中区栄二丁目一〇番一九号

公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会

代表清算人　久野　徳彦

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

愛知県豊橋市植田字大膳三九番地の五

一般財団法人東三河スポーツ地域振興財団

代表清算人　前田　大

解散公告

当法人は、令和七年二月二十五日開催の評議員会の決議並びに東三河広域連合の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

愛知県北設楽郡設楽町田口字居立一四番地二

社会福祉法人田口宝保育園

清算人　鷲山　俊明

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

愛知県犬山市上野新町二九九番地

有限会社布施工務店

清算人　布施　賢治

解散公告

当社は、解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

三重県四日市市大字塩浜五七二番地一

旭運輸有限会社

清算人　橋本　喜弘

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

京都市右京区太秦下角田町一二番地の一

株式会社明和製作所

代表清算人　椋木　民男

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

京都市上京区五辻通智恵光院西入五辻町八〇番地

岸田株式会社

代表清算人　大野　進

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

京都市東山区五条橋東六丁目五一七番地

有限会社山口花店

清算人　大野慎太郎

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

京都府宮津市字本町七九九番地

株式会社浪江書店

代表清算人　浪江　和生

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

京都府寝屋川市香里南之町二四番一号

株式会社山文商事

代表清算人　浜林　秀興

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

大阪府高槻市登町三番Ａ二三―一〇八号

株式会社ＴＫコーポレーション

代表清算人　濱田久仁子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

大阪府高石市東羽衣三丁目三番二号

株式会社ホロホロ堂書店

代表清算人　川俣　敏夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

大阪府茨木市西駅前町五番一〇号

いばらき総合事務サービス株式会社

代表清算人　横山　実保

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

大阪市淀川区西宮原一丁目八番四八号

株式会社フジ

代表清算人　加藤泉三郎

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

大阪府堺市東区北野田九二六番地の三

有限会社肥前

清算人　肥前　恭助

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議より解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

奈良県大和郡山市矢田町二八〇一番地一

ＨＹＪ・ネット株式会社

代表清算人　山田　嘉子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

広島県竹原市東野町五〇二番地の三

株式会社井上空調

代表清算人　井上　喜久

解散公告

当社は、令和七年四月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

愛媛県喜多郡内子町五十崎甲六五六番地一

井門電気水道設備有限会社

清算人　井門　國廣

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

愛媛県南宇和郡愛南町広見二八三五番地

三友漁網有限会社

清算人　田中　秀典

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

愛媛県松山市住吉一丁目三番二九号

株式会社男子専科ヤング

代表清算人　丸山喜美子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

北九州市門司区栄町五番一四号

有限会社光陽社電機店

清算人　横山正一郎

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

福岡県飯塚市蓮台寺一番地

有限会社赤間木材興業

代表清算人　赤間　良一

解散公告

当社は、令和七年四月七日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

鹿児島県大島郡瀬戸内町久慈一三九番地二

西南水産株式会社

代表清算人　木村　知己

解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

沖縄県島尻郡与那原町字東浜八番地の一三

株式会社アースエコテクノ

清算人　高嶺　朝秋

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

沖縄県島尻郡南風原町字兼城五六四番地の二

有限会社エイチ・ビー企画

代表清算人　荒尾　純子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月三十一日さいたま市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

埼玉県さいたま市中央区下落合二丁目一八番六号

さいたま市風渡野南特定土地区画整理組合

代表清算人　山田　嘉松

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十二月五日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

新潟県燕市吉田旭町一丁目七番三号

医療法人社団渡辺医院

清算人　渡邉　重博

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年一月二十七日開催の通常総会で決議し、令和七年三月二十六日付け京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

京都府船井郡京丹波町長瀬追分七番地

長瀬生産森林組合

清算人　松下　圭一

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年九月二十一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年三月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

神戸市北区北五葉二丁目四番二八号

医療法人社団黒瀬内科

清算人　黒瀬　均二

解散公告（第一回）

当組合は、総会の決議により、令和七年三月三十一日解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

広島県竹原市小梨町一〇三七九番地の一

農事組合法人サンファームおなし

清算人　渡橋昭二郎

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

大分県中津市本耶馬渓町落合一〇一一番地

医療法人横井医院

清算人　横井　悦男

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年三月十七日南九州市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

鹿児島県南九州市川辺町平山三二三四番地

清算法人川辺町土地改良区

代表清算人　上久保純一

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年一月三十一日開催の社員総会の決議並びに山梨県知事の認可により令和七年一月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

山梨県韮崎市神山町北宮地字河原谷下三番地

医療法人忠友会

清算人　駒井　強

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

静岡県富士市中央町一丁目七番一〇号

ダイアパレス富士吉原管理組合法人

清算人　榊原　浩樹

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

奈良県香芝市真美ヶ丘一丁目五番一一号

医療法人わはは会

清算人　和田　耕児

解散公告（第二回）

当医療法人は、令和七年三月二十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当医療法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

北九州市戸畑区夜宮二丁目九番二六号

医療法人マリアの会

清算人　北方　明

第４期決算公告　令和７年４月22日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

パシフィックセンチュリープレイス

丸の内８階、13階

Ｆｅｄｅｒａｔｅｄ　Ｈｅｒｍｅｓ

Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　藤岡　耕三

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	63,621,585
	固定資産	6,300,000
	資産合計	69,921,585
負債及び純資産の部	流動負債	89,361,967
	（賞与引当金）	(12,854,705)
	株主資本	△19,440,382
	資本金	1
	利益剰余金	△19,440,383
	その他利益剰余金	△19,440,383
	（うち当期純損失）	(704,762)
	負債・純資産合計	69,921,585

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

熊本県上益城郡山都町下市三九番地一

医療法人社団志楽会

清算人　坂本　充徳

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年二月十五日開催の通常総会で決議し令和七年三月三日岩手県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

岩手県奥州市胆沢若柳字大立目一一〇番地

若柳生産森林組合

清算人　安倍　邦夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和五年十二月三日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十二日

高知市西町八番地

宗教法人末広教会

清算人　沢田　保惠

第10期決算公告

令和７年４月22日

東京都渋谷区神宮前六丁目23番４号
桑野ビル２階

PEQ Japan株式会社

代表取締役　ガスターラ・ジョルジオ

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	102,618
	固定資産	1,024,014
	合計	1,126,633
負債及び純資産の部	流動負債	1,003,304
	株主資本	123,329
	資本金	100,000
	利益剰余金	23,329
	その他利益剰余金	23,329
	（うち当期純利益）	(6,983)
	合計	1,126,633

第 70 期 決 算 公 告

令和７年４月22日

栃木県栃木市沼和田町23番５号
岩下食品株式会社
代表取締役　岩下　和了

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,184,488	流動負債	705,865
固定資産	5,314,239	固定負債	100,000
		株主資本	9,692,862
		資本金	98,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	10,268,862
		利益準備金	70,000
		その他利益剰余金	10,198,862
		（うち当期純利益）	(86,938)
		自己株式	△684,000
資産合計	**10,498,727**	**負債・純資産合計**	**10,498,727**

第 54 期 決 算 公 告

令和７年３月25日　　東京都渋谷区渋谷三丁目３番１号

株式会社シー・エス・イー

代表取締役　小島　　貴

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,739,917	流動負債	1,712,703
固定資産	738,186	賞与引当金	450,200
		その他	1,262,503
		固定負債	400
		株主資本	4,765,000
		資本金	100,000
		資本剰余金	51,825
		その他資本剰余金	51,825
		利益剰余金	4,625,825
		利益準備金	62,500
		その他利益剰余金	4,563,325
		（うち当期純利益）	(415,403)
		自己株式	△ 12,650
資産合計	**6,478,104**	**負債・純資産合計**	**6,478,104**

第19期決算公告

2025年３月31日
東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
サンライズキャピタル株式会社
代表取締役　清塚　徳

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	891,232
	固定資産	436,071
	合計	1,327,304
負純資債産及のび部	流動負債	340,409
	固定負債	327,863
	株主資本	659,031
	資本金	10,000
	利益剰余金	649,031
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	646,531
	（うち当期純利益）	(99,473)
	合計	1,327,304

第６期決算公告

令和７年４月22日
東京都新宿区西新宿３丁目６番11号
ＨＩＫＡＲＩ株式会社
代表取締役　フ　ボ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	573,386
	固定資産	1,142
	繰延資産	21,818
	資産合計	596,347
負純資債産及のび部	流動負債	410,576
	賞与引当金	4,830
	固定負債	22,986
	株主資本	162,785
	資本金	100,000
	利益剰余金	62,785
	その他利益剰余金	62,785
	（うち当期純利益）	(45,975)
	負債・純資産合計	596,347

第45期決算公告

令和７年４月22日
東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
株式会社恵峰
代表取締役　林　眞帆

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,290
	固定資産	191,217
	合計	224,507
負純資債産及のび部	流動負債	188
	固定負債	203,825
	株主資本	20,494
	資本金	50,000
	利益剰余金	△29,506
	その他利益剰余金	△29,506
	（うち当期純利益）	(1,841)
	合計	224,507

第６期決算公告

令和７年３月24日
東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
日本アイ・ビー・エム・スポーツ株式会社
代表取締役社長　松本　宗樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,639
	固定資産	75
	有形固定資産	75
	資産合計	41,715
負純資債産及のび部	流動負債	23,718
	固定負債	2,314
	繰延税金負債	2,314
	株主資本	15,683
	資本金	5,000
	利益剰余金	10,683
	利益準備金	1,020
	その他利益剰余金	9,663
	（うち当期純利益）	(9,609)
	負債・純資産合計	41,715

第28期決算公告

令和７年４月22日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
マーシュブローカージャパン株式会社
代表取締役　村山　知生

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,643,659
	固定資産	31,718
	合計	8,675,378
負純資債産及のび部	流動負債	6,036,633
	固定負債	3,555
	退職給与引当金	3,555
	株主資本	2,635,189
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,625,189
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,622,689
	（うち当期純利益）	(2,614,802)
	合計	8,675,378

第１期決算公告

2025年３月31日
東京都港区東新橋一丁目９番２号
CLSA Capital Partners Investment Japan株式会社
代表取締役　バイフェン・フー

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,402
	資産合計	8,402
負純資債産及のび部	流動負債	6,596
	負債合計	6,596
	株主資本	1,805
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 8,194
	その他利益剰余金	△ 8,194
	（うち当期純損失）	(8,194)
	純資産合計	1,805
	負債・純資産合計	8,402

第８期決算公告

2024年12月25日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目９番10号
ヒューマンライフコード株式会社
代表取締役社長　原田　雅充

貸借対照表の要旨（2024年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	623,249
	固定資産	2,884
	資産合計	626,134
負純資債産及のび部	流動負債	612,906
	株主資本	13,228
	資本金	10,000
	新株式申込証拠金	25,000
	資本剰余金	2,260,999
	資本準備金	1,130,499
	その他資本剰余金	1,130,499
	利益剰余金	△ 2,282,771
	その他利益剰余金	△ 2,282,771
	（うち当期純損失）	(520,323)
	負債・純資産合計	626,134

第６期決算公告

令和７年４月22日
愛知県名古屋市千種区不老町１番
名古屋大学ＴＯＩＣ
アイクリスタル株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	140,323
	固定資産	3,810
	合計	144,134
負純資債産及のび部	流動負債	44,000
	固定負債	20,368
	株主資本	79,765
	資本金	100,000
	資本剰余金	183,994
	資本準備金	141,997
	その他資本剰余金	41,997
	利益剰余金	△204,228
	その他利益剰余金	△204,228
	（うち当期純損失）	(123,852)
	合計	144,134

第14期決算公告

令和７年４月22日
石川県小松市浮城町76番地１
株式会社トーケンリンク
代表取締役社長　伊野　博俊

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	506,935
	固定資産	1,391
	繰延資産	850
	合計	509,176
負純資債産及のび部	流動負債	373,601
	（引当金）	(4,410)
	固定負債	8,444
	（引当金）	(5,964)
	株主資本	127,131
	資本金	40,000
	利益剰余金	87,131
	その他利益剰余金	87,131
	（うち当期純利益）	(17,142)
	合計	509,176

第10期決算公告

令和７年４月22日
福岡市博多区下川端町２番１号
ＮＣＢキャピタル株式会社
代表取締役　林　弘喜

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	134,694
	固定資産	5,843
	有形固定資産	5,370
	無形固定資産	472
	資産合計	140,537
負純資債産及のび部	流動負債	31,647
	固定負債	811
	株主資本	108,078
	資本金	18,550
	利益剰余金	89,528
	利益準備金	1,172
	その他利益剰余金	88,355
	（うち当期純利益）	(48,533)
	負債・純資産合計	140,537

第72期決算公告

令和７年３月24日
大阪府東大阪市森河内西１丁目６番30号
若井ホールディングス株式会社
代表取締役　若井　俊宏

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,049,105
	固定資産	5,731,823
	合計	9,780,928
負純資債産及のび部	流動負債	1,953,856
	固定負債	27,941
	株主資本	7,799,130
	資本金	98,000
	利益剰余金	7,701,130
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	7,676,630
	（うち当期純利益）	(346,084)
	合計	9,780,928

第10期決算公告

令和７年３月24日
大阪府東大阪市森河内西１丁目６番30号
若井産業株式会社
代表取締役　若井　俊宏

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,423,752
	固定資産	673,524
	合計	11,097,276
負純資債産及のび部	流動負債	927,547
	株主資本	10,169,728
	資本金	98,000
	資本剰余金	2,737,889
	資本準備金	2,737,889
	利益剰余金	7,333,839
	その他利益剰余金	7,333,839
	（うち当期純利益）	(726,209)
	合計	11,097,276

第９期決算公告

令和７年４月22日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
株式会社アメリカンホテルマネジメント
代表取締役　坂本　貴之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	353,277
	固定資産	4,677
	資産合計	**357,955**
負債及び純資産の部	流動負債	349,206
	負債合計	**349,206**
	株主資本	8,748
	資本金	8,000
	利益剰余金	748
	その他利益剰余金	748
	（うち当期純利益）	（20,021）
	純資産合計	**8,748**
	負債・純資産合計	**357,955**

第42期決算公告

令和７年４月22日
東京都練馬区春日町一丁目10番19号
明和物産株式会社
代表取締役社長　徳村　健

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	194,485
	固定資産	65,705
	資産合計	**260,191**
負債及び純資産の部	流動負債	90,060
	うち賞与引当金	4,500
	固定負債	17,807
	株主資本	152,322
	資本金	80,000
	資本剰余金	664
	資本準備金	664
	利益剰余金	71,657
	その他利益剰余金	71,657
	（うち当期純利益）	（8,656）
	負債・純資産合計	**260,191**

第７期決算公告

令和７年４月22日
東京都世田谷区三軒茶屋二丁目２番16号
ＮＵＤＰソリューションズ株式会社
代表取締役　佐藤　聰美

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	99,867,746
	固定資産	7,475,667
	繰延資産	40,700,000
	資産合計	**148,043,413**
負債及び純資産の部	流動負債	128,938,980
	負債合計	**128,938,980**
	株主資本	19,104,433
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△895,567
	その他利益剰余金	△895,567
	（うち当期純損失）	（1,013,810）
	純資産合計	**19,104,433**
	負債・純資産合計	**148,043,413**

第８期決算公告

令和７年３月31日
東京都江東区青海一丁目１番20号
Varinos株式会社
代表取締役　櫻庭　喜行

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	287,767
	固定資産	244,879
	資産合計	**532,647**
負債及び純資産の部	流動負債	213,142
	固定負債	272,826
	株主資本	46,677
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,262,511
	資本準備金	1,162,271
	その他資本剰余金	100,240
	利益剰余金	△1,315,833
	その他利益剰余金	△1,315,833
	（うち当期純損失）	（1,315,833）
	負債・純資産合計	**532,647**

第５期決算公告

令和７年３月28日
東京都港区赤坂四丁目15番１号
赤坂ガーデンシティ３階
デジタル証券準備株式会社
代表取締役　山本　浩平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	268
	固定資産	346
	資産合計	**614**
負債及び純資産の部	流動負債	72
	固定負債	101
	株主資本	434
	資本金	400
	利益剰余金	34
	その他利益剰余金	34
	（うち当期純利益）	（21）
	新株予約権	6
	負債・純資産合計	**614**

第10期決算公告

令和７年３月28日
東京都中央区日本橋室町三丁目３番３号
株式会社レンタルバスターズ
代表取締役　佐川　一平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	867,781
	固定資産	606,772
	資産合計	**1,474,554**
負債及び純資産の部	流動負債	557,509
	賞与引当金	9,415
	固定負債	65,025
	株主資本	852,019
	資本金	66,500
	資本剰余金	33,500
	資本準備金	33,500
	利益剰余金	752,019
	その他利益剰余金	752,019
	（うち当期純利益）	（203,579）
	負債・純資産合計	**1,474,554**

第23期決算公告

令和７年３月21日　　東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
日本アイ・ビー・エム・スタッフ・オペレーションズ株式会社
代表取締役　大城美由紀

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	973,910	流動負債	810,656
固定資産	123,047	（うち賞与引当金）	（81,884）
有形固定資産	95,683	**負債合計**	**810,656**
投資その他の資産	27,363	株主資本	286,301
		資本金	30,000
		利益剰余金	256,301
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	248,801
		（うち当期純利益）	（248,793）
		純資産合計	**286,301**
資産合計	**1,096,957**	**負債・純資産合計**	**1,096,957**

第33期決算公告

令和７年３月21日　　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
日本アイ・ビー・エム　システムズ・エンジニアリング株式会社
代表取締役　内藤　拓也

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,647,730	流動負債	863,858
固定資産	77,909	（うち賞与引当金）	（122,275）
有形固定資産	27,362	**負債合計**	**863,858**
無形固定資産	334	株主資本	861,782
投資その他の資産	50,212	資本金	100,000
		利益剰余金	761,782
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	686,782
		（うち当期純利益）	（686,772）
		純資産合計	**861,782**
資産合計	**1,725,639**	**負債・純資産合計**	**1,725,639**

第55期決算公告

令和７年４月22日

石川県金沢市入江３丁目25番地
株式会社トーケン
代表取締役社長　伊野　博俊

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,209,773	流動負債	4,674,528
固定資産	1,037,328	（引当金）	（50,900）
繰延資産	2,722	固定負債	262,376
		（引当金）	（259,444）
		株主資本	3,312,919
		資本金	70,000
		資本剰余金	2,000
		利益剰余金	3,240,919
		利益準備金	15,500
		その他利益剰余金	3,225,419
		（うち当期純利益）	（425,199）
資産合計	**8,249,824**	**負債・純資産合計**	**8,249,824**

第22期決算公告

令和７年３月31日

東京都港区港南一丁目２番70号
株式会社ＣＷファシリティソリューション
代表取締役　鈴木　賢一

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	546,311	流動負債	27,466
固定資産	889	（うち賞与引当金）	（459）
		負債合計	**27,466**
		株主資本	519,734
		資本金	410,000
		資本剰余金	40,000
		利益剰余金	335,021
		利益準備金	88,596
		その他利益剰余金	246,424
		（うち当期純利益）	（21,050）
		自己株式	△265,286
		純資産合計	**519,734**
資産合計	**547,200**	**負債・純資産合計**	**547,200**

第９期決算公告

令和７年４月22日　東京都港区六本木一丁目９番９号
株式会社アクル
代表取締役　近藤　修

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	151,866	流動負債	57,749
固定資産	61,504	固定負債	61,543
		負債合計	119,292
		株主資本	64,078
		資本金	11,130
		資本剰余金	59,130
		資本準備金	11,130
		その他資本剰余金	48,000
		利益剰余金	△6,181
		その他利益剰余金	△6,181
		（うち当期純利益）	（13,216）
		新株予約権	30,000
		純資産合計	94,078
資産合計	213,370	負債・純資産合計	213,370

第101期決算公告

令和７年４月22日　新潟県長岡市城岡一丁目２番１号
DMG MORI Precision Boring株式会社
代表取締役　大石　賢司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,254,171	流動負債	969,939
固定資産	1,986,863	うち賞与引当金	161,187
		うち製品保証引当金	55,879
		固定負債	583,906
		うち退職給付引当金	582,921
		株主資本	4,687,187
		資本金	90,000
		資本剰余金	864,000
		利益剰余金	3,733,187
		利益準備金	80,894
		その他利益剰余金	3,652,293
		（うち当期純利益）	（682,593）
資産合計	6,241,034	負債・純資産合計	6,241,034

第12期決算公告

令和７年４月22日　東京都八王子市七国一丁目７番７号
株式会社ＴＡＫＩＧＡＷＡ
代表取締役　滝川　勝信

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,664,789
	固定資産	3,730,929
	繰延資産	662
	資産合計	5,396,380
負債及び純資産の部	流動負債	60,167
	株主資本	5,336,212
	資本金	10,000
	資本剰余金	30,850
	資本準備金	30,850
	利益剰余金	5,295,362
	その他利益剰余金	5,295,362
	（うち当期純利益）	（47,630）
	負債・純資産合計	5,396,380

第37期決算公告

令和７年４月22日
札幌市清田区美しが丘１条６丁目１番５号
社会医療法人蘭友会
理事長　鴇田　文男

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	399	流動負債	602
固定資産	1,068	その他	602
有形固定資産	992	固定負債	608
無形固定資産	3	退職給付引当金	139
投資その他の資産	72	その他	468
		負債合計	1,211
		積立金	256
		純資産合計	256
資産合計	1,467	負債・純資産合計	1,467

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	1,746
（本来業務）	（1,746）
事業費用	1,770
（本来業務）	（1,770）
事業損失	23
事業外収益	15
事業外費用	12
経常損失	21
当期純損失	21

第１期決算公告

令和７年４月22日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング25階
アレス・マネジメント・アジア・ジャパン株式会社
代表取締役　大島　眞彦

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	379,566
	固定資産	65,967
	資産合計	445,533
負債及び純資産の部	流動負債	432,364
	株主資本	13,169
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,169
	その他利益剰余金	3,169
	（うち当期純利益）	（3,169）
	負債・純資産合計	445,533

第４期決算公告

令和７年４月22日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
特定目的会社ＳＲＪ１
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	18,886,923	流動負債	110,487
その他資産の部	625,895	固定負債	13,088,261
流動資産	508,623	負債合計	13,198,748
投資その他の資産	21,062	社員資本	6,314,070
繰延資産	96,208	特定資本金	100
		優先資本金	6,431,900
		剰余金	△117,929
		当期未処理損失	117,929
		純資産合計	6,314,070
資産合計	19,512,818	負債・純資産合計	19,512,818

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	720,410
営業費用	820,803
営業損失	100,393
営業外収益	2,252
経常損失	98,140
税引前当期純損失	98,140
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	99,350

第15期決算公告

令和７年４月22日
東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
丸の内ビルディング34階
ハーバーベスト・パートナーズ・ジャパン株式会社
代表取締役　ヘマル・タコア

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	104,306,830
	固定資産	365,746,574
	合計	470,053,404
負債及び純資産の部	流動負債	390,595,002
	株主資本	79,458,402
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	69,458,402
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	66,958,402
	（うち当期純利益）	（37,817,468）
	合計	470,053,404

第３期決算公告

令和７年４月22日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
特定目的会社ＳＲＪ２
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	7,573,919	流動負債	41,272
その他資産の部	391,040	固定負債	5,023,679
流動資産	378,126	負債合計	5,064,951
投資その他の資産	2,935	社員資本	2,900,008
繰延資産	9,979	特定資本金	100
		優先資本金	2,882,900
		剰余金	17,008
		当期未処分利益	17,008
		純資産合計	2,900,008
資産合計	7,964,959	負債・純資産合計	7,964,959

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	336,527
営業費用	318,142
営業利益	18,384
営業外収益	8
経常利益	18,392
税引前当期純利益	18,392
法人税、住民税及び事業税	1,384
当期純利益	17,008

第　２　期　決　算　公　告

令和７年４月22日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
ＳＨＪ３特定目的会社
取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	6,917,227	流動負債	51,372
その他資産の部	423,346	固定負債	4,567,000
流動資産	355,785	**負債合計**	**4,618,372**
投資その他の資産	51,152	社員資本	2,722,202
繰延資産	16,408	特定資本金	100
		優先資本金	2,710,000
		剰余金	12,102
		当期未処分利益	12,102
		純資産合計	**2,722,202**
資産合計	**7,340,574**	**負債・純資産合計**	**7,340,574**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	400,332
営業費用	369,627
営業利益	30,704
営業外収益	324
経常利益	31,029
特別損失	1,873
税引前当期純利益	29,155
法人税、住民税及び事業税	1,496
当期純利益	27,659

第５期決算公告　　令和７年４月22日

東京都中央区日本橋横山町６番８号
ナッジヘルステック株式会社
代表取締役　中摩　貴浩

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	109,385,288
	固定資産	153,063,941
	資産合計	**262,449,229**
負債及び純資産の部	流動負債	68,252,294
	株主資本	192,336,935
	資本金	84,800,000
	資本剰余金	234,000,000
	資本準備金	54,800,000
	その他資本剰余金	179,200,000
	利益剰余金	△126,463,065
	その他利益剰余金	△126,463,065
	（うち当期純損失）	(76,328,608)
	新株予約権	1,860,000
	負債・純資産合計	**262,449,229**

第　26　期　決　算　公　告

令和７年４月22日
東京都渋谷区恵比寿四丁目１番18号恵比寿ネオナート
レッドハット株式会社
代表取締役社長　三浦　美穂

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	40,974,792	流動負債	40,821,540
固定資産	1,945,471	（うち賞与引当金等）	(529,850)
		固定負債	604,091
		負債合計	**41,425,631**
		株主資本	1,494,632
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,394,632
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,369,632
		純資産合計	**1,494,632**
資産合計	**42,920,264**	**負債・純資産合計**	**42,920,264**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	37,690,513
売上原価	24,635,818
売上総利益	13,054,694
販売費及び一般管理費	12,009,242
営業利益	1,045,452
営業外収益	704,113
営業外費用	658
経常利益	1,748,907
税引前当期純利益	1,748,907
法人税、住民税及び事業税	600,246
法人税等調整額	△220,971
当期純利益	1,369,632

第 36 期 決 算 公 告

令和７年３月28日
東京都港区浜松町二丁目４番１号
ブレインズ株式会社
代表取締役　三宅　誠一

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	61,120
	固定資産	1,843,881
	資産合計	**1,905,001**
負債及び純資産の部	流動負債	243
	固定負債	685,000
	株主資本	1,219,757
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,214,757
	その他利益剰余金	1,214,757
	（うち当期純損失）	(9,121)
	負債・純資産合計	**1,905,001**

第　27　期　決　算　公　告

2025年３月31日　東京都渋谷区広尾一丁目１番39号
ＪＮＴＬコンシューマーヘルス株式会社
代表取締役　ベク・ジュンヒョク

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,759	流動負債	32,849
固定資産	3,902	賞与引当金	465
		その他	32,384
		固定負債	524
		株主資本	△11,711
		資本金	150
		資本剰余金	3,070
		その他資本剰余金	3,070
		利益剰余金	△14,932
		その他利益剰余金	△14,932
資産合計	**21,662**	**負債・純資産合計**	**21,662**

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	47,657
売上原価	22,235
売上総利益	25,421
販売費及び一般管理費	25,999
営業損失	577
営業外収益	1,901
営業外費用	392
経常利益	931
特別利益	0
特別損失	4,094
税引前当期純損失	3,163
法人税、住民税及び事業税	25
法人税等調整額	0
当期純損失	3,188

第 62 期決算公告　　令和７年３月26日

東京都港区北青山２－11－３
株式会社サン・アド
代表取締役社長　三好　健二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,258,315
	固定資産	326,361
	資産合計	**2,584,677**
負債及び純資産の部	流動負債	512,506
	（うち賞与引当金）	(95,000)
	固定負債	365,919
	株主資本	1,706,251
	資本金	24,030
	資本剰余金	400
	利益剰余金	1,681,821
	利益準備金	6,007
	その他利益剰余金	1,675,813
	（うち当期純利益）	(80,539)
	負債・純資産合計	**2,584,677**

第　１　期　決　算　公　告

令和７年４月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
ＹＦ　ＪＲＥ　Ｂ特定目的会社
取締役　鄭　　武壽

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	5,587,688	流動負債	54,275
投資その他の資産	5,587,688	固定負債	3,820,780
その他の資産	54,590	**負債合計**	**3,875,055**
流動資産	973	社員資本	1,767,223
固定資産	46,959	特定資本金	100
繰延資産	6,658	優先資本金	1,744,000
		剰余金	23,123
		当期未処分利益	23,123
		純資産合計	**1,767,223**
資産合計	**5,642,278**	**負債・純資産合計**	**5,642,278**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月10日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	174,392
営業費用	150,336
営業利益	24,056
営業外収益	13
経常利益	24,068
税引前当期純利益	24,068
法人税、住民税及び事業税	945
当期純利益	23,123
当期未処分利益	23,123

第 22 期決算公告　　2025年４月22日

東京都中央区日本橋浜町３－21－１
株式会社ＣＴＩフロンティア
代表取締役　森川　　浩

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,698
	固定資産	54,919
	合計	**80,617**
負債及び純資産の部	流動負債	30,082
	固定負債	103,252
	株主資本	△52,716
	資本金	70,000
	利益剰余金	△122,716
	その他利益剰余金	△122,716
	（うち当期純損失）	(39,454)
	合計	**80,617**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

北海道旭川市東鷹栖東二条六丁目三一二番地の八　道内建設株式会社

代表取締役　髙木　悟

第56期決算公告　令和７年４月22日

北海道旭川市東鷹栖東二条六丁目312番地の８

道内建設株式会社

代表取締役　髙木　悟

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	134,069
	固定資産	133,082
	合計	267,151
負債及び純資産の部	流動負債	36,363
	固定負債	24,807
	株主資本	205,981
	資本金	31,000
	利益剰余金	174,981
	利益準備金	5,176
	その他利益剰余金	169,805
	（うち当期純損失）	(823)
	合計	267,151

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

栃木県那須塩原市西大和一番八号そすいスクエアＡＱＵＡＳ二階二〇九　株式会社ＡＱＵＡＳ　代表取締役　鹿野　朱美

第11期決算公告

令和７年４月22日

栃木県那須塩原市西大和１番８号そすいスクエアＡＱＵＡＳ２階209

株式会社Ｓｈｉｋａｎｏ

代表取締役　鹿野　朱美

貸借対照表の要旨

（令和６年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,597,041
	固定資産	1,690,759
	合計	53,287,800
負債及び純資産の部	流動負債	2,197,350
	株主資本	51,090,450
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	31,090,450
	その他利益剰余金	31,090,450
	（うち当期純損失）	(2,379,053)
	合計	53,287,800

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百五十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

千葉市中央区末広一丁目二一番九号　株式会社能城綜合企画設計事務所　代表取締役　能城　浩孝

第52期決算公告

令和７年４月22日

千葉市中央区末広一丁目21番９号

株式会社能城綜合企画設計事務所

代表取締役　能城　浩孝

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	65,746,449
	固定資産	26,134,963
	合計	91,881,412
負債及び純資産の部	流動負債	67,771,139
	固定負債	13,250,000
	株主資本	10,860,273
	資本金	25,500,000
	利益剰余金	△14,639,727
	その他利益剰余金	△14,639,727
	（うち当期純利益）	(22,444,710)
	合計	91,881,412

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千八百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

東京都台東区蔵前二丁目一二番四号　株式会社エスジー・コーポレーション　代表取締役　大伏　幸一

第50期決算公告

令和７年４月22日

東京都台東区蔵前二丁目12番４号

株式会社エスジー・コーポレーション

代表取締役　大伏　幸一

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	353,258,671
	固定資産	55,479,254
	資産合計	408,737,925
負債及び純資産の部	流動負債	176,645,222
	固定負債	197,696,713
	株主資本	34,395,990
	資本金	88,000,000
	利益剰余金	△46,191,314
	その他利益剰余金	△46,191,314
	（うち当期純損失）	(16,190,577)
	自己株式	△7,412,696
	負債・純資産合計	408,737,925

第86期決算公告　令和７年３月27日

東京都大田区東糀谷５丁目20番22号

株式会社エヌエスシー

代表取締役　村岡　純一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,695,291
	固定資産	827,121
	合計	3,522,412
負債及び純資産の部	流動負債	469,814
	固定負債	84,570
	株主資本	2,968,028
	資本金	20,000
	資本剰余金	579
	資本準備金	579
	利益剰余金	2,947,449
	利益準備金	60,000
	その他利益剰余金	2,887,449
	（うち当期純利益）	(139,136)
	合計	3,522,412

第１期決算公告

令和７年４月22日

東京都港区西新橋３―21―８

日仏レアアース株式会社

代表取締役社長　上田　直将

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1
	固定資産	766,134
	資産合計	766,135
負債及び純資産の部	流動負債	2,507,873
	負債合計	2,507,873
	株主資本	△1,741,738
	資本金	1
	利益剰余金	△1,741,739
	その他利益剰余金	△1,741,739
	（うち当期純損失）	(1,741,739)
	純資産合計	△1,741,738
	負債・純資産合計	766,135

第22期決算公告　令和７年３月28日

東京都千代田区神田美倉町４番地　美倉ビル４階

ＹＭＧサポート株式会社

代表取締役　岩瀬　勝彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,748
	固定資産	20,494
	資産合計	124,242
負債及び純資産の部	流動負債	47,686
	固定負債	36,492
	株主資本	40,064
	資本金	23,000
	利益剰余金	17,064
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	14,564
	（うち当期純損失）	(31,294)
	負債・純資産合計	124,242

第18期決算公告

令和７年４月22日

東京都千代田区岩本町二丁目18番14号

トナン商興株式会社

代表取締役　森　敬

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49,329
	固定資産	923
	資産合計	50,253
負債及び純資産の部	流動負債	36
	株主資本	50,217
	資本金	52,000
	利益剰余金	△1,782
	その他利益剰余金	△1,782
	（うち当期純損失）	(887)
	負債・純資産合計	50,253

第４期決算公告

令和７年４月22日
東京都渋谷区代々木二丁目16番７号
山葉ビル７階
株式会社ＳＱＵＩＺ
代表取締役　平野　巴章

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	272,276
	固定資産	75,090
	資産合計	347,367
負債及び純資産の部	流動負債	225,018
	固定負債	8,000
	株主資本	114,349
	資本金	100,000
	資本剰余金	113,732
	資本準備金	113,732
	利益剰余金	△99,382
	その他利益剰余金	△99,382
	（うち当期純利益）	(63,308)
	負債・純資産合計	347,367

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百八十万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十五日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日
東京都渋谷区代々木二丁目一六番七号
山葉ビル七階　株式会社ＳＱＵＩＺ
代表取締役　平野　巴章

第56期決算公告

令和７年４月22日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
グランパークタワー
株式会社水島オキシトン
代表取締役　大平　　透

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	427,601
	固定資産	32,151
	合計	459,752
負債及び純資産の部	流動負債	178,214
	株主資本	281,538
	資本金	200,000
	利益剰余金	81,538
	利益準備金	13,890
	その他利益剰余金	67,648
	（うち当期純損失）	(10,998)
	合計	459,752

第８期決算公告

令和７年４月22日
愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
株式会社リベルケア
代表取締役　清原　達観

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	318,831
	固定資産	174,587
	合計	493,418
負債及び純資産の部	流動負債	103,886
	固定負債	461,971
	株主資本	△72,439
	資本金	50,000
	利益剰余金	△122,439
	その他利益剰余金	△122,439
	（うち当期純利益）	(56,454)
	合計	493,418

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金に組み入れることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年四月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日
愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二八番一二号　株式会社リベルケア
代表取締役　清原　達観

第44期決算公告

令和７年４月22日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
グランパークタワー
熊本オキシトン株式会社
代表取締役　石垣　恭平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	209,283
	固定資産	454
	合計	209,737
負債及び純資産の部	流動負債	22,163
	株主資本	187,574
	資本金	100,000
	利益剰余金	87,574
	利益準備金	160
	その他利益剰余金	87,414
	（うち当期純利益）	(1,723)
	合計	209,737

第13期決算公告

令和７年４月22日
三重県いなべ市北勢町麻生田3466番地
株式会社ＴＤエンジニア
代表取締役　川瀬　弘也

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,691
	固定資産	2,362
	資産合計	18,053
負債及び純資産の部	流動負債	14,808
	固定負債	9,186
	株主資本	△5,940
	資本金	5,000
	利益剰余金	△10,940
	その他利益剰余金	△10,940
	（うち当期純損失）	(4,789)
	負債・純資産合計	18,053

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億九千八百三十万二千八百二十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

令和七年四月二十二日
三重県いなべ市北勢町麻生田三四六六番地　株式会社ＴＤエンジニア
代表取締役　川瀬　弘也

第55期決算公告

令和７年４月22日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
グランパークタワー
川崎オキシトン株式会社
代表取締役　大平　　透

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	482,034
	固定資産	13,435
	合計	495,469
負債及び純資産の部	流動負債	180,809
	株主資本	314,660
	資本金	250,000
	利益剰余金	64,660
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	61,860
	（うち当期純損失）	(15,573)
	合計	495,469

第８期決算公告

令和７年４月22日
大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
株式会社FISCO Decentralized Application Platform
代表取締役　城丸　修一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	44,102,431
	固定資産	46,449,422
	合計	90,551,853
負債及び純資産の部	流動負債	27,906,926
	固定負債	350,000,000
	株主資本	△287,355,073
	資本金	104,350,000
	資本剰余金	104,350,000
	資本準備金	104,350,000
	利益剰余金	△496,055,073
	その他利益剰余金	△496,055,073
	（うち当期純損失）	(58,422,591)
	合計	90,551,853

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千四百三十五万円、資本準備金の額を一億四百三十五万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日
大阪府岸和田市荒木町二丁目一八番一五号
株式会社FISCO Decentralized Application Platform
代表取締役　城丸　修一

第28期決算公告

令和７年４月22日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
グランパークタワー
内浦ガスセンター株式会社
代表取締役　永田　悟史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	50,453
	固定資産	1,716
	合計	52,169
負債及び純資産の部	流動負債	13,759
	株主資本	38,410
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,410
	その他利益剰余金	28,410
	（うち当期純利益）	(1,411)
	合計	52,169

第39期決算公告

令和７年３月21日
東京都品川区大崎２丁目１番１号
住友重機械ビジネスアソシエイツ株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	163
	固定資産	600
	繰延資産	33
	資産合計	796
負債及び純資産の部	流動負債	67
	賞与引当金	15
	固定負債	72
	退職給付引当金	72
	株主資本	657
	資本金	75
	利益剰余金	582
	利益準備金	19
	その他利益剰余金	563
	（うち当期純利益）	(21)
	負債・純資産合計	796

第57期決算公告

令和７年４月22日
広島県豊田郡大崎上島町原田629番地の２
末田海運株式会社
代表取締役　末田　晃史

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	242,238
	固定資産	11,962
	合計	254,200
負債及び純資産の部	流動負債	21,818
	固定負債	13,821
	株主資本	218,560
	資本金	30,000
	利益剰余金	188,560
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	188,510
	（うち当期純利益）	(15,408)
	合計	254,200

準備金の額の減少公告

当社は、豊晃海運株式会社との令和七年三月三十一日付け株式交換により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日
広島県豊田郡大崎上島町原田六二九番地の二
末田海運株式会社
代表取締役　末田　晃史

第17期決算公告

2025年３月26日
東京都千代田区大手町一丁目３番２号
ジャパンバイオエナジーホールディング株式会社
代表取締役　相場　主税

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	583
	固定資産	51,500
	資産合計	52,083
負債及び純資産の部	流動負債	179
	負債合計	179
	株主資本	51,904
	資本金	51,500
	利益剰余金	404
	利益準備金	12,875
	その他利益剰余金	△12,471
	（うち当期純利益）	(51,306)
	純資産合計	51,904
	負債・純資産合計	52,083

第34期決算公告

令和７年４月22日
大分県別府市大字鶴見676番地２
株式会社秀エンタープライズ
代表取締役　小野　秀幸

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	223,471,982
	固定資産	350,561,600
	合計	574,033,582
負債及び純資産の部	流動負債	135,442,750
	固定負債	486,404,000
	株主資本	△47,813,168
	資本金	4,000,000
	利益剰余金	△51,813,168
	その他利益剰余金	△51,813,168
	（うち当期純利益）	(27,911,355)
	合計	574,033,582

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月十八日
掲載頁　九十三頁（号外第二六八号）

（乙）
令和七年四月二十二日
大分県別府市大字鶴見六七六番地二
株式会社秀エンタープライズ
代表取締役　小野　秀幸

第６期決算公告

令和７年３月28日
東京都江東区有明３丁目７番11号
有明パークビル20階
株式会社スマイルラボ
代表取締役　伊藤　隆博

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	166,549
	固定資産	16,034
	資産合計	182,583
負債及び純資産の部	流動負債	50,159
	株主資本	132,424
	資本金	25,100
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	82,324
	その他利益剰余金	82,324
	（うち当期純利益）	(8,568)
	負債・純資産合計	182,583

第34期決算公告

令和７年３月18日
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社
代表取締役社長　アンドレアス・レーア

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	669,481	流動負債	368,356
固定資産	13,951	固定負債	243,179
有形固定資産	10,301	株主資本	71,897
無形固定資産	270	資本金	4,400
投資その他の資産	3,380	資本剰余金	4,410
		資本準備金	400
		その他資本剰余金	4,010
		利益剰余金	63,087
		利益準備金	1,103
		その他利益剰余金	61,984
資産合計	683,431	負債・純資産合計	683,431

㈱　百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（令和６年１月１日から令和６年12月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	27,644
売上原価	12,696
売上総利益	14,947
販売費及び一般管理費	5,848
営業利益	9,100
営業外利益	48
営業外費用	57
経常利益	9,091
特別利益	0
特別損失	3
税引前当期純利益	9,088
法人税、住民税及び事業税	2,465
法人税等調整額	283
当期純利益	6,340

第72期決算公告

令和７年４月22日
東京都墨田区太平４丁目１番３号
國長金属株式会社
代表取締役　岸　知彌

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,556,416
	固定資産	1,456,496
	合計	22,012,913
負債及び純資産の部	流動負債	15,402,605
	固定負債	1,400,000
	株主資本	5,210,307
	資本金	20,000
	利益剰余金	5,192,707
	その他利益剰余金	5,192,707
	（うち当期純利益）	(344,121)
	自己株式	△2,400
	合計	22,012,913

第８期決算公告

2025年４月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号霞が関ビル
Honmachi Japan Holding特定目的会社
代表取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
固定資産	5,777,382	流動負債	2,748,032
特定資産合計	5,777,382	負債合計	2,748,032
流動資産	569,715	純資産の部	
繰延資産	13,928	社員資本	3,612,993
		特定資本金	100
		優先資本金	3,500,000
		剰余金	112,893
		当期未処分利益	112,893
その他の資産合計	583,643	純資産合計	3,612,993
資産合計	6,361,026	負債・純資産合計	6,361,026

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	371,331
営業費用	256,902
営業利益	114,428
経常利益	114,279
税引前当期純利益	114,279
法人税、住民税及び事業税	1,385
当期純利益	112,893

第　６　期　決　算　公　告

令和７年４月22日
東京都中央区新富一丁目15番３号
ジパングアウトソーシングサービス内
Straits Himawari TMK One特定目的会社
取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,190,582	流動負債	1,893,002
その他の資産	214,766	固定負債	107,208
流動資産	212,222	**負債合計**	**2,000,210**
繰延資産	2,543	社員資本	1,405,138
		特定資本金	400
		優先資本金	1,418,418
		剰余金	△13,680
		当期未処理損失	13,680
		純資産合計	**1,405,138**
資産合計	**3,405,349**	**負債・純資産合計**	**3,405,349**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	183,319
営業費用	185,392
営業損失	2,072
経常損失	2,072
税引前当期純損失	2,072
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	3,022
当期未処理損失	13,680

第70期決算公告

令和７年３月28日
東京都豊島区東池袋一丁目24番１号
株式会社山城精機製作所
代表取締役社長　兵部　匡俊

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,269,233
	固定資産	596,198
	資産合計	**2,865,432**
負債及び純資産の部	流動負債	772,624
	固定負債	139,751
	株主資本	1,939,956
	資本金	60,000
	資本剰余金	88,089
	資本準備金	88,089
	利益剰余金	1,791,867
	利益準備金	15,000
	（うち当期純利益）	（144,348）
	評価・換算差額等	13,099
	負債・純資産合計	**2,865,432**

第　６　期　決　算　公　告

令和７年４月22日
東京都中央区新富一丁目15番３号
ジパングアウトソーシングサービス内
Straits Himawari TMK Two特定目的会社
取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	1,660,278	流動負債	1,041,973
その他の資産	118,667	固定負債	19,064
流動資産	115,706	**負債合計**	**1,061,037**
繰延資産	2,960	社員資本	717,909
		特定資本金	400
		優先資本金	715,186
		剰余金	2,322
		当期未処分利益	2,322
		純資産合計	**717,909**
資産合計	**1,778,946**	**負債・純資産合計**	**1,778,946**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	111,124
営業費用	108,230
営業利益	2,893
経常利益	2,903
税引前当期純利益	2,903
法人税、住民税及び事業税	581
当期純利益	2,322
当期未処分利益	2,322

第５期決算公告

令和７年３月31日
東京都中央区京橋二丁目２番１号
京橋エドグラン26階
Cloudflare Japan株式会社
代表取締役　ダグラス・クレイマー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	257,738,545
	固定資産	52,358,483
	合計	**310,097,028**
負債及び純資産の部	流動負債	167,106,951
	固定負債	14,803,867
	株主資本	128,186,210
	資本金	100
	利益剰余金	128,186,110
	その他利益剰余金	128,186,110
	（うち当期純利益）	（48,656,951）
	合計	**310,097,028**

第１期決算公告

令和７年４月22日
千葉県市川市南行徳二丁目９番28号
ローズアパートメントＲ16番館101
株式会社プリート
代表取締役　窪田　拓也

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	231,973,599
	資産合計	**231,973,599**
負債及び純資産の部	流動負債	1,365,642
	未払法人税等	1,363,000
	預かり金	2,042
	株主資本	230,607,957
	資本金	134,280,000
	資本剰余金	105,280,000
	その他資本剰余金	105,280,000
	利益剰余金	△8,952,043
	その他利益剰余金	△8,952,043
	（うち当期純損失）	（8,952,043）
	負債・純資産合計	**231,973,599**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百二十八万円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十三日であり、株主総会の決議は、令和七年四月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日
千葉県市川市南行徳二丁目九番二八号
ローズアパートメントＲ一六番館一〇一
株式会社プリート
代表取締役　窪田　拓也

第６期決算公告

令和７年４月22日
東京都港区赤坂一丁目11番44号
赤坂インターシティ５階
Mazars・Japan株式会社内
Great Eagle Japan株式会社
代表取締役　ロー・カー・シュイ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,250
	合計	**8,250**
負債及び純資産の部	流動負債	917
	株主資本	7,332
	資本金	20,000
	利益剰余金	△12,667
	その他利益剰余金	△12,667
	（うち当期純損失）	（2,721）
	合計	**8,250**

第１期決算公告

令和７年４月22日
東京都新宿区新宿二丁目４番３号
株式会社サイバー防衛研究所
代表取締役　土屋　徹

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	35,773
	資産合計	**35,773**
負債及び純資産の部	流動負債	11,063
	負債合計	**11,063**
	株主資本	24,710
	資本金	75,000
	利益剰余金	△50,289
	その他利益剰余金	△50,289
	（うち当期純損失）	（50,289）
	純資産合計	**24,710**
	負債・純資産合計	**35,773**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月二十二日
東京都新宿区新宿二丁目四番三号
株式会社サイバー防衛研究所
代表取締役　土屋　徹

第27期決算公告

令和７年４月22日
東京都新宿区高田馬場一丁目29番９号
ライカマイクロシステムズ株式会社
代表取締役　道内　康資

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,624
	固定資産	508
	資産合計	**5,132**
負債及び純資産の部	流動負債	2,388
	固定負債	194
	株主資本	2,550
	資本金	400
	資本剰余金	325
	資本準備金	200
	その他資本剰余金	125
	利益剰余金	1,825
	その他利益剰余金	1,825
	（うち当期純利益）	（479）
	負債・純資産合計	**5,132**

第 11 期 決 算 公 告

令和７年４月22日
東京都千代田区神田駿河台一丁目５番地
化学会館
ロイヤルソサエティー・オブ・ケミストリー・ジャパン株式会社
代表取締役
ヘレン・メリー・エイブラムズ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,617
	合計	43,617
負純資債及産のび部	流動負債	6,590
	賞与引当金	2,400
	株主資本	37,027
	資本金	12,000
	利益剰余金	25,027
	その他利益剰余金	25,027
	（うち当期純利益）	(2,537)
	合計	43,617

第19期決算公告

令和７年４月22日
長崎県雲仙市小浜町雲仙320番地
株式会社雲仙九州ホテル
代表取締役　森戸　義裕

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,628
	固定資産	835,279
	資産合計	901,907
負純資債及産のび部	流動負債	154,620
	賞与引当金	4,300
	固定負債	1,021,105
	退職給付費用引当金	6,982
	株主資本	△273,817
	資本金	3,010
	利益剰余金	△276,827
	その他利益剰余金	△276,827
	（うち当期純利益）	(24,354)
	負債・純資産合計	901,907

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六千七百六万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日
長崎県雲仙市小浜町雲仙三二〇番地
株式会社雲仙九州ホテル
代表取締役　森戸　義裕

第 3 期 決 算 公 告

2025年３月21日
大阪府堺市堺区匠町１番地
ＳＪＮロジソリューションズ株式会社
代表取締役　穆　亜男

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	378,314
	固定資産	6,114
	繰延資産	379
	資産合計	384,807
負純資債及産のび部	流動負債	206,161
	株主資本	178,646
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	78,646
	その他利益剰余金	78,646
	（うち当期純利益）	(57,107)
	負債・純資産合計	384,807

決　算　公　告

令和７年４月22日
東京都港区赤坂一丁目４番１号
ＹＵＩＭＥ株式会社
代表取締役　上野　耕平

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	430
	固定資産	32
	資産合計	463
負純資債及産のび部	流動負債	557
	固定負債	221
	株主資本	△315
	資本金	69
	資本剰余金	149
	資本準備金	149
	利益剰余金	△535
	その他利益剰余金	△535
	（うち当期純損失）	(197)
	負債・純資産合計	463

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千四百九十二万四千七百五十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日
東京都港区赤坂一丁目四番一号
ＹＵＩＭＥ株式会社
代表取締役　上野　耕平

第12期決算公告

令和７年４月22日
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字湯ノ谷2471番地１
株式会社南阿蘇湯の谷地熱

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,187,704
	固定資産	2,244,044
	繰延資産	293,010
	資産合計	3,724,759
負純資債及産のび部	流動負債	404,313
	固定負債	3,473,994
	株主資本	△215,317
	資本金	100,000
	資本剰余金	99,000
	利益剰余金	△414,317
	（うち当期純損失）	(79,969)
	評価・換算差額等	61,770
	繰延ヘッジ損益	61,770
	負債・純資産合計	3,724,759

第２期決算公告

令和７年４月22日
東京都千代田区九段南四丁目８番35号
株式会社ＳＤネクスト
代表取締役　鈴木　広美

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	548,393
	固定資産	626,776
	合計	1,175,169
負純資債及産のび部	流動負債	11,278
	固定負債	250,000
	株主資本	913,891
	資本金	185,000
	資本剰余金	713,121
	資本準備金	175,000
	その他資本剰余金	538,121
	利益剰余金	15,769
	その他利益剰余金	15,769
	（うち当期純利益）	(15,925)
	合計	1,175,169

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百万円、資本準備金の額を二億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日
東京都千代田区九段南四丁目八番三五号
株式会社ＳＤネクスト
代表取締役　鈴木　広美

決　算　公　告

2025年４月22日
東京都渋谷区桜丘町30番12号
マイア渋谷桜丘601
株式会社カインド
代表取締役　池田　勝彦

貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	382,407
	固定資産	25,301
	合計	407,709
負純資債及産のび部	流動負債	90,514
	株主資本	317,194
	資本金	30,000
	利益剰余金	287,194
	その他利益剰余金	287,194
	（うち当期純利益）	(79,004)
	合計	407,709

Public Notice of Financial Result of The Business Year Ended December 31, 2024

April 22, 2025　Otemachi Financial City Grand Cube, 18th Floor, 1—9—2 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Dimensional Japan Ltd.
Representative in Japan : John R. Alkire

Summary of Balance Sheet　(as of December 31, 2024)　(JPY'000s)

ACCOUNT ITEM	AMOUNT	ACCOUNT ITEM	AMOUNT
ASSETS		LIABILITIES	
Current assets	340,416	Current liabilities	27,106
Non-current assets	113,256	Non-current liabilities	89,506
		Total Liabilities	116,613
		NET ASSETS	
		Shareholders' equity	
		Brought-in-capital	60,000
		Retained earnings	△ 1,729,833
		Head office	2,006,891
		Total Net Assets	337,058
Total Assets	453,672	Total Liabilities and Net Assets	453,672

第３期決算公告

令和７年４月22日

名古屋市港区春田野一丁目1304番地

株式会社アイ・プランナー

代表取締役　石塚　雄一

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	985,668
	固定資産	4,200,000
	合計	5,185,668
負債及び純資産の部	流動負債	154,340
	固定負債	2,957,896
	株主資本	2,073,432
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△926,568
	繰越利益剰余金	△926,568
	（うち当期純損失）	(2,010,664)
	合計	5,185,668

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億千八百八十八万六千八百四円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

名古屋市港区春田野一丁目一三〇四番地

株式会社アイ・プランナー

代表取締役　石塚　雄一

第19期決算公告

令和７年４月22日

東京都港区新橋五丁目７番13号

株式会社モーメント

代表取締役　片田　光晴

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	142
	合計	142
負債及び純資産の部	流動負債	1,080
	株主資本	△937
	資本金	95,000
	利益剰余金	△95,937
	その他利益剰余金	△95,937
	（うち当期純利益）	(110)
	合計	142

決算公告

令和７年４月22日

静岡県菊川市吉沢344番地の４

株式会社トミハラ

代表取締役　冨原　　淳

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	522,510
	固定資産	45,378
	資産合計	567,888
負債及び純資産の部	流動負債	50,884
	株主資本	517,004
	資本金	10,000
	利益剰余金	669,814
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	667,314
	（うち当期純利益）	(46,982)
	自己株式	△162,810
	負債・純資産合計	567,888

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するスカイ・ドリーム株式会社（住所静岡県菊川市吉沢三四四番地の四）に対して当社の金属加工事業を除くその他すべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

静岡県菊川市吉沢三四四番地の四

株式会社トミハラ

代表取締役　冨原　　淳

第48期決算公告

令和７年４月22日

東京都千代田区神田小川町三丁目７番地１

クアディエントジャパン株式会社

代表取締役　山下　　牧

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	565,774
	固定資産	54,564
	合計	620,338
負債及び純資産の部	流動負債	695,967
	固定負債	63,823
	株主資本	△139,452
	資本金	60,000
	資本準備金	17,600
	利益準備金	450
	別途積立金	2,000
	繰越利益剰余金	△219,502
	（うち当期純損失）	(505)
	合計	620,338

第１期決算公告

令和７年４月22日

東京都千代田区丸の内二丁目５番１号丸の内二丁目ビル６階

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・30株式会社

代表取締役　前野　龍三

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	20
	固定資産	7,438
	合計	7,458
負債及び純資産の部	流動負債	248
	固定負債	5,999
	株主資本	1,211
	資本金	1
	資本剰余金	1,363
	利益剰余金	△153
	その他利益剰余金	△153
	（うち当期純損失）	(153)
	合計	7,458

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　七頁

令和七年四月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号丸の内二丁目ビル六階

（甲）エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・３０株式会社

代表取締役　前野　龍三

愛知県大府市横根町箕手五九番地

（乙）富士工業株式会社

代表取締役　中野　善之

決　算　公　告

令和７年４月22日

福岡市博多区博多駅東二丁目４番30号いわきビル101

株式会社ＷＡＮＰＡＫＵ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　田中健太郎

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	144,685
	固定資産	249,504
	合計	394,190
負債及び純資産の部	流動負債	68,343
	固定負債	319,252
	株主資本	6,595
	資本金	3,000
	利益剰余金	3,595
	その他利益剰余金	3,595
	（うち当期純利益）	(26,518)
	合計	394,190

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十六日

掲載頁　一一七頁（号外第三十七号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

福岡市博多区博多駅東二丁目四番三〇号いわきビル一〇一

（甲）株式会社エイチアイスタイル

代表取締役　入沢　功

福岡市博多区博多駅東二丁目四番三〇号いわきビル一〇一

（乙）株式会社ＷＡＮＰＡＫＵ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　田中健太郎

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社城山ストアー（乙、鹿児島県鹿児島市下荒田四丁目六番一号二階）の学研事業を除く全ての事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

鹿児島県鹿児島市下荒田四丁目六番一号二階

株式会社城山スーパー

代表取締役　池畠　丈二

第48期決算公告

令和７年４月22日

鹿児島県鹿児島市下荒田四丁目６番１号２階

株式会社城山ストアー

代表取締役　池畠　丈二

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	103,957
	固定資産	708,151
	合計	812,108
負純資債及産のび部	流動負債	244,877
	固定負債	721,808
	株主資本	△154,576
	資本金	10,000
	利益剰余金	△164,576
	利益準備金	2,500
	別途積立金	50,000
	繰越利益剰余金	△217,076
	（うち当期純損失）	(2,648)
	合計	812,108

第15期決算公告

令和７年２月14日

兵庫県神戸市中央区栄町通五丁目１番17号

株式会社アインズラボ

代表取締役　多賀麻利恵

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	239,940
	固定資産	6,261
	合計	246,201
負純資債及産のび部	流動負債	131,986
	固定負債	37,848
	株主資本	76,367
	資本金	1,000
	利益剰余金	75,367
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	75,117
	（うち当期純利益）	(43,655)
	合計	246,201

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目一五番一号

（甲）株式会社ティ・ケー・エス

代表取締役　田中　浩子

東京都港区白金台三丁目一九番一号

（乙）k's International株式会社

代表取締役　田中　浩子

第29期決算公告

令和７年４月22日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番１号

株式会社ティ・ケー・エス

代表取締役　田中　浩子

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	659,925
	固定資産	212,678
	資産合計	872,603
負純資債及産のび部	流動負債	190,374
	固定負債	343,224
	株主資本	339,005
	資本金	20,000
	利益剰余金	319,005
	その他利益剰余金	319,005
	（うち当期純利益）	(49,700)
	負債・純資産合計	872,603

第16期決算公告

令和７年４月22日

東京都港区白金台三丁目19番１号

k's International株式会社

代表取締役　田中　浩子

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	41,696
	固定資産	38,673
	資産合計	80,369
負純資債及産のび部	流動負債	10,082
	固定負債	24,516
	株主資本	45,771
	資本金	5,000
	利益剰余金	40,771
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	40,271
	（うち当期純損失）	(8,953)
	負債・純資産合計	80,369

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

東京都港区北青山三丁目一二番七号

（甲）株式会社ホワイトリリー

代表取締役　河野　雅俊

東京都港区北青山三丁目一二番七号

（乙）株式会社ホワイトリリー東京販売

代表取締役　河野　雅俊

決算公告

令和７年４月22日

東京都港区北青山三丁目12番７号

株式会社ホワイトリリー

代表取締役　河野　雅俊

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	213,087,152
	固定資産	49,611,793
	合計	262,698,945
負純資債及産のび部	流動負債	60,005,398
	固定負債	78,972,000
	株主資本	123,721,547
	資本金	10,800,000
	利益剰余金	112,921,547
	利益準備金	2,700,000
	別途積立金	70,000,000
	繰越利益剰余金	40,221,547
	（うち当期純損失）	(2,856,362)
	合計	262,698,945

決算公告

令和７年４月22日

東京都港区北青山三丁目12番７号

株式会社ホワイトリリー東京販売

代表取締役　河野　雅俊

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	11,517,726
	固定資産	1,267,318
	合計	12,785,044
負純資債及産のび部	流動負債	38,434,762
	株主資本	△25,649,718
	資本金	10,500,000
	利益剰余金	△36,149,718
	利益準備金	1,365,000
	別途積立金	3,000,000
	繰越利益剰余金	△40,514,718
	（うち当期純損失）	(3,031,540)
	合計	12,785,044

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年五月二十九日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

神奈川県横浜市西区高島二―一〇―一三横浜東口ビル一Ｆ

（甲）株式会社夢人

代表取締役　富永　厚司

神奈川県横浜市南区通町三丁目七二番地一

（乙）株式会社夢空想

代表取締役　富永　厚司

第34期決算公告

令和７年４月22日

神奈川県横浜市西区高島２―10―13横浜東口ビル１Ｆ

株式会社夢人

代表取締役　富永　厚司

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	202,764
	固定資産	129,089
	繰延資産	1,024
	合計	332,876
負純資債及産のび部	流動負債	90,425
	固定負債	81,526
	株主資本	160,925
	資本金	10,000
	利益剰余金	150,925
	その他利益剰余金	150,925
	（うち当期純利益）	(16,170)
	合計	332,876

第９期決算公告

令和７年４月22日

神奈川県横浜市南区通町三丁目72番地１

株式会社夢空想

代表取締役　富永　厚司

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	703
	固定資産	639
	合計	1,342
負純資債及産のび部	流動負債	1,147
	固定負債	16,362
	株主資本	△16,166
	資本金	5,000
	利益剰余金	△21,166
	その他利益剰余金	△21,166
	（うち当期純損失）	(4,326)
	合計	1,342

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

横浜市磯子区峰町三五七番地
（甲）株式会社サンビームランドリー
代表取締役　柴崎　榮一

東京都足立区辰沼二丁目一六番二一号
（乙）セイコーリネン株式会社
代表取締役　柴崎　貴之

第60期決算公告

令和７年４月22日
東京都足立区辰沼二丁目16番21号
セイコーリネン株式会社
代表取締役　柴崎　貴之

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	65,704
	固定資産	11,571
	繰延資産	180
	合計	77,455
負債及び純資産の部	流動負債	327,076
	株主資本	△249,620
	資本金	10,000
	利益剰余金	△259,620
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	△258,720
	（うち当期純損失）	(27,720)
	合計	77,455

第61期決算公告

令和７年４月22日
横浜市磯子区峰町357番地
株式会社サンビームランドリー
代表取締役　柴崎　榮一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	294,369
	固定資産	213,440
	合計	507,809
負債及び純資産の部	流動負債	136,372
	固定負債	168,408
	株主資本	203,028
	資本金	24,000
	利益剰余金	179,028
	利益準備金	11,978
	その他利益剰余金	167,049
	（うち当期純利益）	(46,262)
	合計	507,809

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

大阪市西区西本町二丁目一番四一号
（甲）株式会社共進ビルド
代表取締役　巴山　昂充

大阪市西区西本町二丁目一番四一号
（乙）株式会社ｍｅｅｔＭｅ
代表取締役　谷口　謙一

第６期決算公告

令和７年４月22日
大阪市西区西本町二丁目１番41号
株式会社ｍｅｅｔＭｅ
代表取締役　谷口　謙一

貸借対照表の要旨
（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,457
	固定資産	131,869
	合計	138,327
負債及び純資産の部	流動負債	70,406
	固定負債	126,390
	株主資本	△ 58,469
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 108,469
	その他利益剰余金	△ 108,469
	（うち当期純利益）	(8,686)
	合計	138,327

第28期決算公告

令和７年４月22日
大阪市西区西本町二丁目１番41号
株式会社共進ビルド
代表取締役　巴山　昂充

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,446,575
	固定資産	2,336,174
	繰延資産	44
	合計	3,782,794
負債及び純資産の部	流動負債	131,023
	固定負債	1,556,707
	株主資本	2,095,064
	資本金	60,000
	資本剰余金	44,080
	資本準備金	44,080
	利益剰余金	1,990,984
	その他利益剰余金	1,990,984
	（うち当期純利益）	(15,132)
	合計	3,782,794

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

大阪市西区京町堀二丁目九番四―二〇一号
（甲）株式会社ロダテック
代表取締役　松本　健志

大阪市西区京町堀二丁目一番一六号
（乙）株式会社ロダテックジャパン
代表取締役　松本　健志

第10期決算公告

令和７年４月22日
大阪市西区京町堀二丁目１番16号
株式会社ロダテックジャパン
代表取締役　松本　健志

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,247
	資産合計	47,247
負債及び純資産の部	流動負債	21,430
	負債合計	21,430
	株主資本	25,817
	資本金	3,000
	利益剰余金	22,817
	利益準備金	294
	その他利益剰余金	22,523
	（うち当期純利益）	(4,925)
	純資産合計	25,817
	負債・純資産合計	47,247

第36期決算公告

令和７年４月22日
大阪市西区京町堀二丁目９番４―201号
株式会社ロダテック
代表取締役　松本　健志

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	677,081
	固定資産	106,981
	資産合計	784,062
負債及び純資産の部	流動負債	497
	固定負債	200,000
	負債合計	200,497
	株主資本	583,564
	資本金	10,000
	利益剰余金	573,564
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	571,064
	（うち当期純損失）	(19,425)
	純資産合計	583,564
	負債・純資産合計	784,062

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月二十二日

東京都千代田区岩本町三丁目七番一三号
（甲）株式会社イロタス
代表取締役　中嶋　政晴

東京都杉並区高円寺南三丁目三〇―一八
ＬＩＮＯ一〇五
（乙）株式会社ツクロイ
代表取締役　上原　和也

第９期決算公告

令和７年４月22日
東京都杉並区高円寺南三丁目30―18
ＬＩＮＯ105
株式会社ツクロイ
代表取締役　上原　和也

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,382
	固定資産	358
	資産合計	16,740
負債及び純資産の部	流動負債	16,851
	固定負債	14,802
	負債合計	31,653
	株主資本	△14,913
	資本金	5,000
	利益剰余金	△19,913
	その他利益剰余金	△19,913
	（うち当期純利益）	(2,392)
	純資産合計	△14,913
	負債・純資産合計	16,740

第19期決算公告

令和７年４月22日
東京都千代田区岩本町三丁目７番13号
株式会社イロタス
代表取締役　中嶋　政晴

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	200,923
	固定資産	7,824
	資産合計	208,748
負債及び純資産の部	流動負債	100,247
	固定負債	86,248
	負債合計	186,495
	株主資本	22,253
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,733
	その他利益剰余金	12,733
	（うち当期純利益）	(2,065)
	自己株式	△480
	純資産合計	22,253
	負債・純資産合計	208,748

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和七年四月二十二日

東京都大田区京浜島二丁目三番一二号

（甲）アイデス株式会社

代表取締役　中井　範光

東京都台東区駒形一丁目七番一〇号

アイデスビル

（乙）モデライト株式会社

代表取締役　三田　雄吉

第18期決算公告

令和７年４月22日

東京都台東区駒形一丁目７番10号

アイデスビル

モデライト株式会社

代表取締役　三田　雄吉

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,406
	合計	6,406
負純資産の債及び部	流動負債	6,592
	株主資本	△185
	資本金	10,000
	利益剰余金	△10,185
	その他利益剰余金	△10,185
	（うち当期純損失）	(1,055)
	合計	6,406

第46期決算公告

令和７年４月22日

東京都大田区京浜島二丁目３番12号

アイデス株式会社

代表取締役　中井　範光

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,233,822
	固定資産	727,898
	合計	2,961,721
負純資産の債及び部	流動負債	116,175
	株主資本	2,845,545
	資本金	21,850
	利益剰余金	3,108,090
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	3,099,090
	（うち当期純利益）	(6,210)
	自己株式	△284,394
	合計	2,961,721

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

東京都杉並区西荻北二丁目25番12号

（甲）株式会社トラスト

代表取締役　吉村さき子

東京都杉並区西荻南三丁目一二番一号

日伸西荻プラザ六〇五号

（乙）株式会社トラスト管財

代表取締役　吉村　利文

第４期決算公告

令和７年４月22日

東京都杉並区西荻南三丁目12番１号

日伸西荻プラザ605号

株式会社トラスト管財

代表取締役　吉村　利文

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	51,789
	固定資産	110
	資産合計	51,899
負純資産の債及び部	流動負債	35
	固定負債	35,010
	株主資本	16,854
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,854
	その他利益剰余金	6,854
	（うち当期純損失）	(4,985)
	負債・純資産合計	51,899

第10期決算公告

令和７年４月22日

東京都杉並区西荻北二丁目25番12号

株式会社トラスト

代表取締役　吉村さき子

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,393
	固定資産	77,719
	資産合計	87,112
負純資産の債及び部	流動負債	10,785
	固定負債	37,946
	株主資本	38,380
	資本金	5,000
	利益剰余金	33,380
	その他利益剰余金	33,380
	（うち当期純利益）	(6,424)
	負債・純資産合計	87,112

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

東京都練馬区豊玉北一丁目一四番二号

（甲）株式会社クレファ

代表取締役　倉本　正仁

神奈川県愛甲郡愛川町中津一〇〇七番地の七

（乙）株式会社ボデーアート厚木

代表取締役　倉本　正仁

第32期決算公告

令和７年４月22日

神奈川県愛甲郡愛川町中津1007番地の７

株式会社ボデーアート厚木

代表取締役　倉本　正仁

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	98,699,229
	固定資産	96,348,668
	資産合計	195,047,897
負純資産の債及び部	流動負債	16,261,710
	固定負債	3,703,003
	株主資本	175,083,184
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	165,083,184
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	162,583,184
	（うち当期純損失）	(6,713,287)
	負債・純資産合計	195,047,897

第53期決算公告

令和７年４月22日

東京都練馬区豊玉北一丁目14番２号

株式会社クレファ

代表取締役　倉本　正仁

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	806,671,785
	固定資産	230,231,006
	資産合計	1,036,902,791
負純資産の債及び部	流動負債	151,296,819
	固定負債	34,040,000
	株主資本	851,565,972
	資本金	90,000,000
	利益剰余金	761,565,972
	利益準備金	22,500,000
	その他利益剰余金	739,065,972
	（うち当期純利益）	(112,887,896)
	負債・純資産合計	1,036,902,791

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十二日

千葉県松戸市常盤平陣屋前三番地の二一

（甲）株式会社新東京グループ

代表取締役　吉野　勝秀

千葉県松戸市常盤平陣屋前三番地の二一

（乙）株式会社エコロジスタ

代表取締役　千葉　康一

第16期決算公告　令和７年４月22日

千葉県松戸市常盤平陣屋前３番地の21

株式会社エコロジスタ

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	77,906
	固定資産	6,549
	合計	84,455
負純資産の債及び部	流動負債	6,821
	固定負債	200,000
	株主資本	△122,366
	資本金	10,000
	利益剰余金	△132,366
	その他利益剰余金	△132,366
	（うち当期純損失）	(17,630)
	合計	84,455

第12期決算公告　令和７年４月22日

千葉県松戸市常盤平陣屋前３番地の21

株式会社新東京グループ

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,268,295
	固定資産	387,388
	合計	1,655,683
負純資産の債及び部	流動負債	77,971
	固定負債	100,199
	株主資本	1,477,513
	資本金	86,600
	資本剰余金	467,078
	資本準備金	75,600
	その他資本剰余金	391,478
	利益剰余金	1,235,693
	その他利益剰余金	1,235,693
	（うち当期純損失）	(2,824)
	自己株式	△311,858
	合計	1,655,683

第 12 期 決 算 公 告

2025年３月28日　　東京都千代田区神田錦町２－２－１
株式会社ＮＯＶＡＲＣＡ
代表取締役社長　濵野　智成

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,197,098	流動負債	493,686
固定資産	185,978	うち賞与引当金	11,566
		固定負債	533,658
		株主資本	1,352,471
		資本金	90,000
		資本剰余金	2,665,363
		資本準備金	1,172,681
		その他資本剰余金	1,492,682
		利益剰余金	△1,352,892
		その他利益剰余金	△1,352,892
		（うち当期純損失）	（321,350）
		自己株式	△50,000
		新株予約権	3,260
資産合計	2,383,075	負債・純資産合計	2,383,075

第 71 期 決 算 公 告

令和７年４月22日　　東京都中央区日本橋小網町18番６号
テイセン産業株式会社
代表取締役　吹抜　伸昭

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	907,865	流動負債	187,998
固定資産	17,699	固定負債	12,738
		退職給付引当金	5,064
		負債合計	200,736
		株主資本	724,828
		資本金	123,300
		資本剰余金	84,800
		資本準備金	84,800
		利益剰余金	516,728
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	516,528
		（うち当期純利益）	（150,111）
		純資産合計	724,828
資産合計	925,565	負債・純資産合計	925,565

第 24 期 決 算 公 告

令和７年３月25日　　大阪府摂津市西一津屋１番１号
ダイキン・ザウアーダンフォス株式会社
代表取締役　萩原　幸洋

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,293	流動負債	5,132
固定資産	1,764	固定負債	49
		負債合計	5,181
		株主資本	8,876
		資本金	400
		利益剰余金	8,476
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	8,376
		（うち当期純利益）	（3,989）
		純資産合計	8,876
資産合計	14,057	負債・純資産合計	14,057

㈱ 1. 有形固定資産の減価償却累計額　3,902百万円
2. １株当たりの当期純利益　498,640円54銭

第 20 期 決 算 公 告

令和７年４月22日　　島根県出雲市斐川町上直江1932番地
MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社
代表取締役社長　吉竹　政子

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	107,194	流動負債	76,884
固定資産	192,827	賞与引当金	2,330
		株主資本	223,138
		資本金	43,550
		資本剰余金	38,550
		資本準備金	36,550
		その他資本剰余金	2,000
		利益剰余金	141,037
		その他利益剰余金	141,037
		（うち当期純利益）	（97,399）
合計	300,022	合計	300,022

随意契約に関するお知らせ

次のとおり随意契約についてお知らせします。
令和７年４月22日

東京国際エアカーゴターミナル株式会社
代表取締役社長　足立　浩一

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　物品及び数量　Ｘ線検査装置１台
2　随意契約の予定日　令和７年５月13日
3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　ｃ「緊急性」
4　随意契約を予定している相手方の名称
全日空商事株式会社
5　担当　〒144―0041 東京都大田区羽田空港２－６－３　業務部総務・購買課　電話03―5757―7501
6　Summary
⑴　Classification of the products to be procured: 26
⑵　Nature and quantity of the products: X-Ray screening system 1 set
⑶　Expected date of the contract award: May 13, 2025
⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement: c "Extreme Urgency"
⑸　Contact point for the notice: General Affairs Section Administration Division, Tokyo International Air Cargo Terminal Ltd. 2―6―3 Hanedakuukou Oota-ku Tokyo 144―0041 Japan TEL 03―5757―7501

第 88 期 決 算 公 告

令和７年３月31日
神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目９番32号
ボッシュ・レックスロス株式会社
代表取締役　アーミン・ゴルツ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	10,586	流動負債	4,043
固定資産	2,882	買掛金	1,536
		賞与引当金	130
		その他	2,376
		固定負債	4,331
		退職給付引当金	3,652
		環境対策引当金	493
		クレーム引当金	185
		負債合計	8,374
		株主資本	5,094
		資本金	3,237
		資本剰余金	272
		資本準備金	272
		利益剰余金	1,584
		利益準備金	536
		その他利益剰余金	1,047
		純資産合計	5,094
資産合計	13,468	負債・純資産合計	13,468

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	26,665	経常利益	1,669
売上原価	21,542	特別利益	0
売上総利益	5,123	特別損失	97
販売管理費及び一般管理費	3,472	税引前当期純利益	1,572
営業利益	1,651	法人税、住民税及び事業税	447
営業外収益	23	法人税等調整額	76
営業外費用	4	当期純利益	1,047

第17期決算公告

令和７年４月22日
島根県松江市八雲町西岩坂48番地
株式会社ＡＳＰ
代表取締役　石倉日出男

貸借対照表の要旨
（令和７年３月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	44,730
	固定資産	300
	合計	45,030
負債及び純資産の部	流動負債	2,753
	株主資本	42,277
	資本金	3,000
	利益剰余金	39,277
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	38,527
	（うち当期純利益）	(5,878)
	合計	45,030

第19期決算公告

令和７年４月22日
埼玉県川越市芳野台一丁目103番55号
創研ホールディングス株式会社
代表取締役　澁谷　忠臣

貸借対照表の要旨
（令和６年12月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6
	固定資産	582
	合計	588
負債及び純資産の部	流動負債	6
	株主資本	582
	資本金	10
	利益剰余金	575
	その他利益剰余金	575
	（うち当期純損失）	(1)
	自己株式	△3
	合計	588

第19期決算公告

令和７年４月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
ＣＢＲＥインベストメントマネジメント・ジャパン株式会社
代表取締役　藤田　哲也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,472,901
	固定資産	344,736
	合計	3,817,638
負債及び純資産の部	流動負債	1,309,207
	固定負債	658,553
	株主資本	1,849,878
	資本金	475,000
	資本剰余金	225,000
	資本準備金	225,000
	利益剰余金	1,149,878
	その他利益剰余金	1,149,878
	（うち当期純利益）	(1,063,279)
	合計	3,817,638

第17期決算公告

令和７年４月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞が関コモンゲート西館34階
CBRE Investment Management Finance Japan株式会社
代表取締役　藤田　哲也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	94,593
	固定資産	450,000
	合計	544,593
負債及び純資産の部	流動負債	2,884
	株主資本	541,708
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	その他資本剰余金	400,000
	利益剰余金	41,708
	その他利益剰余金	41,708
	（うち当期純利益）	(4,081)
	合計	544,593

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月二十二日
岡山県倉敷市中島二二三六番地一〇〇
（甲）株式会社モトヤエデュケイツ
代表取締役　小野新太郎
栃木県宇都宮市屋板町三三六番地二
（乙）株式会社報徳自動車学校
代表取締役　小野新太郎
栃木県那須塩原市埼玉一八二番地
（丙）株式会社黒磯南自動車教習所
代表取締役　小野新太郎

第3期決算公告

令和７年４月22日
岡山県倉敷市中島2236番地100
株式会社モトヤエデュケイツ
代表取締役　小野新太郎

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	990,980
	固定資産	1,653,960
	合計	2,644,940
負債及び純資産の部	流動負債	466,659
	固定負債	1,813,330
	株主資本	364,950
	資本金	10,000
	資本剰余金	200,233
	その他資本剰余金	200,233
	利益剰余金	154,717
	利益準備金	18,000
	その他利益剰余金	136,717
	（うち当期純利益）	(130,988)
	合計	2,644,940

第47期決算公告

令和７年４月22日
栃木県那須塩原市埼玉182番地
株式会社黒磯南自動車教習所
代表取締役　小野新太郎

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,926
	固定資産	94,419
	合計	119,346
負債及び純資産の部	流動負債	6,691
	固定負債	71,889
	株主資本	40,766
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,766
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	28,266
	（うち当期純損失）	(6,059)
	合計	119,346

第48期決算公告

令和７年４月22日
栃木県宇都宮市屋板町336番地２
株式会社報徳自動車学校
代表取締役　小野新太郎

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	46,225
	固定資産	9,036
	合計	55,262
負債及び純資産の部	流動負債	10,430
	固定負債	41,500
	株主資本	3,331
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,668
	その他利益剰余金	△6,668
	（うち当期純利益）	(4,121)
	合計	55,262

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年四月二十二日
東京都渋谷区南平台町一六番二九号
（甲）株式会社ＡＩＫ
代表取締役　宮宗　唯
大阪市中央区北浜二丁目一番五号
（乙）株式会社エフエーアイ
代表取締役　疋田　忠明

第8期決算公告

令和７年４月22日
大阪市中央区北浜二丁目１番５号
株式会社エフエーアイ
代表取締役　疋田　忠明

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	57,311
	固定資産	424
	合計	57,735
負債及び純資産の部	流動負債	4,254
	株主資本	53,480
	資本金	3,000
	利益剰余金	50,480
	その他利益剰余金	50,480
	（うち当期純利益）	(2,019)
	合計	57,735

第7期決算公告

令和７年４月22日
東京都渋谷区南平台町16番29号
株式会社ＡＩＫ
代表取締役　宮宗　唯

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	125,140
	固定資産	1,370,154
	合計	1,495,294
負債及び純資産の部	流動負債	533,561
	固定負債	776,051
	株主資本	185,681
	資本金	14,950
	資本剰余金	134,900
	資本準備金	29,925
	その他資本剰余金	104,975
	利益剰余金	35,831
	その他利益剰余金	35,831
	（うち当期純損失）	(24,647)
	合計	1,495,294

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産の賃貸および管理事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年四月二十二日

鹿児島市鴨池二丁目二四番一

（甲）株式会社センチュリーハウス

代表取締役　加治木百年

鹿児島市山田町三五七番地四

（乙）株式会社ロイヤルセンチュリー

代表取締役　加治木百年

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年三月三十一日に効力発生した株式会社センチュリーハウスとの株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加しましたので、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年四月二十二日

鹿児島市山田町三五七番地四

株式会社ロイヤルセンチュリー

代表取締役　加治木百年

第 26 期 決 算 公 告

令和７年３月31日

横浜市西区みなとみらい三丁目６番３号

ＧＮヒアリングジャパン株式会社

代表取締役

マーティン・アームストロング

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,623,712
	固定資産	205,290
	資産合計	1,829,003
負債及び純資産の部	流動負債	1,120,382
	製品保証引当金	222,110
	売上割戻引当金	21,120
	賞与引当金	77,602
	有給引当金	15,471
	固定負債	25,447
	原状回復費用引当金	42,853
	退職給与引当金	△36,946
	株主資本	688,001
	資本金	499,000
	資本剰余金	24,000
	資本準備金	24,000
	利益剰余金	165,001
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	140,001
	（うち当期純利益）	(32,190)
	新株予約権	△4,827
	負債・純資産合計	1,829,003

第 7 期 決 算 公 告

令和７年４月22日

鹿児島市山田町357番地４

株式会社ロイヤルセンチュリー

代表取締役　加治木百年

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	147
	固定資産	65
	繰延資産	0
	合計	213
負債及び純資産の部	流動負債	164
	固定負債	131
	株主資本	△83
	資本金	10
	利益剰余金	△93
	その他利益剰余金	△93
	（うち当期純損失）	(4)
	合計	213

第 27 期 決 算 公 告

令和７年４月22日

鹿児島市鴨池二丁目24番１

株式会社センチュリーハウス

代表取締役　加治木百年

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,442
	固定資産	2,422
	繰延資産	11
	合計	3,876
負債及び純資産の部	流動負債	704
	固定負債	2,265
	株主資本	906
	資本金	10
	利益剰余金	896
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	895
	（うち当期純利益）	(121)
	合計	3,876

第 49 期 決 算 公 告

令和７年４月22日

福岡市南区那の川一丁目６番14号

株式会社やずや

代表取締役　矢頭　　徹

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,272,665
	固定資産	22,752,687
	繰延資産	14,072
	合計	51,039,424
負債及び純資産の部	流動負債	2,072,561
	株主資本	49,581,781
	資本金	20,000
	資本剰余金	957,037
	（資本準備金）	(907,310)
	（その他資本剰余金）	(49,727)
	利益剰余金	48,604,743
	（その他利益剰余金）	(48,604,743)
	（うち当期純利益）	(1,484,828)
	評価・換算差額等	△614,917
	その他有価証券評価差額金	△614,917
	合計	51,039,424

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月二十二日

福岡市南区那の川一丁目六番一四号

（甲）株式会社やずや

代表取締役　矢頭　　徹

福岡市南区那の川一丁目六番一四号

（乙）株式会社やずやソリューションズ

代表取締役　矢頭　　徹

第 6 期 決 算 公 告

令和７年４月22日

福岡市南区那の川一丁目６番14号

株式会社やずやソリューションズ

代表取締役　矢頭　　徹

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,530
	固定資産	969,688
	合計	997,219
負債及び純資産の部	流動負債	40,412
	固定負債	2,320,200
	株主資本	△1,363,393
	資本金	50,000
	利益剰余金	△1,413,393
	（その他利益剰余金）	(△1,413,393)
	（うち当期純損失）	(760,354)
	合計	997,219

第 35 期 決 算 公 告

令和７年３月26日

神戸市中央区脇浜海岸通一丁目５番１号

コベルコソフトサービス株式会社

代表取締役社長　山崎　秀奈

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,368
	固定資産	510
	資産合計	4,878
負債及び純資産の部	流動負債	1,138
	賞与引当金	159
	移転関連引当金	14
	固定負債	1,134
	退職給付引当金	1,098
	役員退職慰労引当金	19
	株主資本	2,605
	資本金	57
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	2,542
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	2,539
	（うち当期純利益）	(171)
	負債・純資産合計	4,878